平成28年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日平成28年12月7日(第2日目)場所白石町役場議場

場 所 白石町役場議場 開 会 午前 9 時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	Ш	﨑	_	平	10番	秀	島	和	善
2番	前	田	弘光	欠郎	11番	井	﨑	好	信
3番	溝	П		誠	12番	大	串	弘	昭
4番	大	串	武	次	13番	内	野	さよ子	
5番	吉	尚	英	允	14番	西	Щ	清	則
6番	片	渕		彰	15番	岩	永	英	毅
7番	草	場	祥	則	16番	溝	上	良	夫
8番	片	渕	栄_	二郎	17番	久	原	房	義
9番	久	原	久	男	18番	白	武		悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町	長 日	島	健	_	副	町	長	百	武	和	義
教 育	長 ‡	上 村	喜点	入次	総	務 課	長	本	Щ	隆	也
企画財政課	長 扌	부 﨑	直	樹	税	務 課	長	木	下	信	博
住 民 課	長門] 田	和	昭	保	建福祉調	果長	大	串	靖	弘
長寿社会課	長 夕	き 川	又	弘	生	活環境詞	果長	門	田	藤	信
水道課	長 喜	多	忠	則	下	水道調	是長	堤		正	久
農業振興課	長 寉	鳥 﨑	俊	昭	産	業創生調	果長	久	原	浩	文
農村整備課	長 山	1 口	弘	法	建	設 課	長	荒	木	安	雄
会計管理	者 小	、 池	武	敏	学	校教育詞	果長	松	尾	裕	哉
生涯学習課	長 1	- 布	_	夫	農業	委員会事務	務局長	西	Щ	里	美
主任指導主	事 る	「 橋	佳	樹							

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉 岡 正 博 議 事 係 長 中 原 賢 一 議 事 係 書 記 峯 茂 子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 一般質問

- 1. 前田弘次郎議員
 - 1. 障がい者福祉の充実について
 - 2. ICT教育の効果について
 - 3. 道路環境の整備について
- 2. 西山清則議員
 - 1. 白石町の将来像について
- 3. 秀島和善議員
 - 1. 介護保険料の引き下げを
 - 2. 国民健康保険税の一世帯1万円の引き下げを
 - 3. 高い水道料金の引き下げを
 - 4. 給付型奨学金制度の創設を
- 4. 溝口 誠議員
 - 1. 高齢者ドライバーの交通事故について
 - 2. 農業を活かした観光について

9時30分 開議

〇白武 悟議長

おはようございます。 これより本日の会議を開きます。

日程第1

〇白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串弘昭議員、内 野さよ子議員の両名を指名します。

日程第2

〇白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4人です。 順次発言を許します。前田弘次郎議員。

〇前田弘次郎議員

議長の許可を得ましたので、平成28年12月定例議会の一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回は10人の議員の方が質問に立たれます。トップバッターは、 文教厚生委員会の若手である私、前田弘次郎です。そして、4年間の議員の中で最後 に質問をされるのは、文教厚生委員会の副委員長である草場議員が質問に立たれます。 今回も、事前に文教厚生委員会のメンバーで勉強会を行いました。4年間の最後の質 問ですから、各議員ともしっかり勉強しています。答弁に立たれる町長はじめ執行部 の方々もしっかり答弁をお願いして、質問に入ります。

今回は3項目について質問します。

まず、1項目め、近年、障がい者福祉サービスの給付が増加しているが、本町の障がい者福祉サービスの現状について、そのサービス内容や利用者数をお尋ねします。 なお、この件については資料請求をしています。資料に基づき、説明をお願いします。

〇矢川又弘長寿社会課長

それでは、前田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

障害者手帳の所持者のここ 5 年間の推移は、身体障がい、療育手帳の方は横ばいになっております。また、精神福祉手帳の方は16%増ということで、平成28年 3 月末現在、身体障がい者の方は1,626人、療育手帳の方は258人、精神福祉手帳の方は114人の方が手帳を所持され、福祉サービスを利用されてるところです。

資料請求がありました障がい者等を対象としました主なサービスの一覧をごらんください。左から、サービスの種類、対象となられる方、実績、備考、担当窓口等を記載しております。の順で表示をいたしております。なお、空欄のところは長寿社会課のほうが担当いたしております。

障がい者への福祉サービスの基本の部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、グループ分けしますと、①の自立支援のためのサービス、②の医療費の助成、③の日常生活用具の修理、給付等があります。障がい福祉サービスは、障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用等に関する意向等を勘案しまして、サービス等利用計画案を踏まえ、個々にサービスの提供を受けることができます。

①の自立支援のサービスとしまして、まず訪問による居宅介護、施設等の一時利用による短期入所、施設に入所するグループホーム施設入所、日中活動の場としての自立訓練や就労などを支援します訓練等給付などの障害者総合支援法に規定される福祉サービスと、児童福祉法に規定されます児童発達支援サービス、放課後等デイサービスがあります。実績として、特徴的なものとして、町内で新たにサービスが開始されました放課後等デイサービスの利用が増加をいたしております。

次に、②の医療費助成でございます。医療費の助成には、身体に障がいを持つ方の

医療支援、更生医療、身体に障がいを有される児童への医療支援、育成医療、心の病気を有される方の医療支援、精神通院医療などがあります。平成27年度の更生医療の実績は2,529万4,558円、育成医療64万4,689円となっており、一部制度の見直しにより平成26年度は減少いたしておりますが、全体的には横ばいの傾向にあります。なお、精神医療の助成につきましては、県で実施をされておりますので、人員のみの記載といたしております。

続きまして、③の補装具の制度で、歩行器、補聴器などの補装具の購入、修理とストーマ用装具や特殊寝台などの日常生活用具の給付、貸与があります。

これまで説明いたしましたほかに、障がい者の経済的自立と生活意欲の助長、促進を図るために、表欄の④税の減免、⑤運賃、料金等の割引、⑥の年金、手当等があります。

④の税控除であります。一定の要件に該当される方の所得税、住民税、相続税の控除や、自動車税、軽自動車税の減免があります。なお、実績につきましては把握は難しい点から、米印といたしております。

次に、⑤の運賃、料金等の割引があります。生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用助成事業、自動車運転免許の助成、パーキングパーミット制度、JR等の公共交通機関の割引、NHKの放送料の全額または半額免除等があります。なお、実績につきましては把握が難しいため、各サービス、米印といたしております。

最後に、⑥の年金、手当、共済等があり、障がいの程度により受給できます特別障がい手当、障がい児福祉手当、心身障がい児(者)扶養共済制度などがあります。実績はごらんのとおりとなってます。

以上、障がい者等を対象としました主なサービスの種類と実績を説明させていただきました。

〇前田弘次郎議員

今、説明をいただいたき、ありがとうございます。それでは、それらの支援策、サービスを御利用いただくために、障がい者やその家族の方々への広報の手段、適切なサービスを受けていただくための相談体制などについてお伺いします。

〇矢川又弘長寿社会課長

議員御質問の広報の手段と相談体制につきましては、福祉サービスの内容や相談会の開催などの広報手段としまして、窓口に直接来訪される方にはチラシやパンフレットによる説明、来訪されることが難しい方には町のホームページでの案内やケーブルテレビ、広報等により周知に努めております。近年は多くの方がスマートフォンなどの携帯電話を所有されており、今後はSNS等を活用するなど、さまざまな媒体での周知ができないものかと考えております。

次に、相談体制につきましては、先ほど説明をいたしましたサービスの一覧表のとおり、福祉サービスは役場内の複数の課にわたりますことから、長寿社会課以外が所管するサービスにつきましても、他の部署と連携をしまして、可能な限りワンストップの状態での御説明を行っております。また、平成21年度からは、江北町と共同で、

白石健康センターに直接または窓口においでいただくことが難しい方が利用できます 白石町・江北町障がい者相談支援センターを開設いたしております。24時間365日の 対応で、医療機関、福祉機関とも連携をいたしまして、障がい者の方の全般の相談を お受けいたしております。そのほか、町の身体障がい者相談と知的障がい者相談員さ んを9名の方に委嘱しまして、定期的な相談会を開催いたしております。

なお、福祉サービス利用開始後につきましては、サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために、一定期間を定めましてモニタリング、サービス等の利用計画を 見直すことを少なくとも1年に1回以上実施いたしております。

ことし4月に施行されました障害者差別解消法では、不当な差別の禁止を行政機関や民間事業者に義務づけています。また、この法律では、合理的な配慮の提供について、行政機関は義務、民間の事業者は努力義務と定めており、白石町でも障害者差別解消法に関する職員の対応要領を定めたところです。今後は、障がい者に対する理解を深めるため、全職員の研修等が必要と考えております。

以上であります。

〇前田弘次郎議員

障がいの有無にかかわらず、お互いが人格と個性を尊重し合える社会の実現が求められております。今、障害者解消法ということで言われましたので、この間の報道でもありましたけど、学校教育の現場で障害者解消法についてどのような取り組みをされてるのかお伺いします。

〇松尾裕哉学校教育課長

学校教育の現場での取り組みについてという御質問でございますが、障がい者が積極的に参加、貢献できる社会、いわゆる共生社会の実現につきましては、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要とされているところでございます。教育分野での重要な課題につきましては、一人一人に応じた指導や支援、いわゆる特別支援教育等でございますが、これらに加えまして、障がいのある者と障がいのない者が可能な限りともに学ぶ仕組み、これをインクルーシブ教育システムというふうに申し上げますが、これを構築することと言われております。

このインクルーシブ教育の構築のため、社会的障壁の除去の実施については必要かつ合理的な配慮を的確に行うために、1つとしまして施設の構造の改善及び設備の整備、それから2番目としまして関係職員に対する研修、3番目としましてその他の必要な環境の整備を実施することになります。

学校における具体的な合理的配慮としましては、3つの観点が上げられます。1つ目につきましては、教育内容、方法でございます。学習上または生活上の困難を改善、克服するための配慮や学習内容の変更、調整を行っております。また、情報、コミュニケーション及び教材の配慮、学習機会の体験の確保、心理面、健康面の配慮を行っているところでございます。2つ目といたしまして支援体制でございます。専門性のある指導体制整備や教職員を対象に研修を実施し、理解啓発を図り、幼児、児童・生

徒、保護者、それから地域の理解へもつなげているところでございます。3つ目といたしまして、施設、設備についてでございます。校内環境のバリアフリー化、発達や障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設、設備の配慮を行っているところでございます。

以上でございます。

〇前田弘次郎議員

将来的にも、障がいを持つ多くの方々、またその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていける社会が構築できますように期待しております。また、最近は、心の障がいにより家から出ることができないなど、いろいろな悩みを持った方々もいらっしゃいます。このような方々の相談の窓口も含めて、執行部の方々にお願いしておきます。

次に、2項目めの、学校教育の充実という視点から、私が議員になって幾度となく 質問してきましたICT教育についてお尋ねします。

まず、小・中学校のICT教育に係る機器導入の現状と今後の計画についてお尋ね します。また、機器の現在のバージョンの状況についてもお尋ねをいたします。

〇松尾裕哉学校教育課長

それではまず、小・中学校のICT教育に係ります機器導入の現状についてお答えをいたします。

まず、パソコン教室に設置をしておりますパソコンの台数につきましては、小学校がノート型のパソコンが123台、タブレット型のパソコンが62台の計185台でございます。また、中学校につきましては、デスクトップ型のパソコンが3台、それからタブレット型のパソコンが129台の計132台でございまして、小、中、合計台数が317台というふうになっております。

小学校のパソコン教室に設置をしておりますパソコンにつきましては、平成21年度前後に購入をしているパソコンでございます。これにつきましては、小学校8校のパソコンを随時購入していくことは多額の経費がかかるということで、更新はせずに、平成25年度から移動パソコン教室に変更をいたしております。しかし、パソコン教室のパソコンにつきましては現在も使用できる状態でございますので、そのまま設置して使用している状況でございます。

先ほど申し上げました平成25年度から実施しております小学校移動パソコン教室の台数でございますが、131台でございます。これにつきましては、小学校8校を3グループに分けまして、1小学校で約40台を2週間程度で移動し、授業で使用をいたしております。

次に、平成21年度から購入し、普通教室等に設置しております電子黒板の台数でございますが、小学校が71台、中学校が30台の計101台でございます。

これらICT機器の今後の計画につきましては、まず中学校のパソコン教室のパソコンは購入後6年をめどに随時更新をしていくように今のところ計画をしているところでございます。現在、購入年度が一番古い中学校は平成25年度の福富中学校でござ

いますので、平成31年度にまず福富中学校を、平成32年度に白石中学校を、平成33年度に有明中学校を更新するという計画をただいましているところでございます。

次に、電子黒板でございますが、現在、先ほど申し上げました101台ありますが、電子黒板を随時更新をしていくことは多額の経費がかかってくるという、財政状況上、困難であるということも考えられますので、故障して修理不可能なものについて買いかえることで当分の間対応をしていきたいという今考えございますが、例えばスクリーンに映し出すプロジェクター型など、現在よりも安価で購入できるような別の方法も検討していきたいというふうに考えております。

最後にですが、小学校移動パソコン教室についてでございますが、131台を8小・中学校に分け、移動することにより、一律にタブレットパソコンを利用した授業が行えるように取り組んでおるところでございますが、使用したいときに使用できないというデメリットの面もございます。平成30年度で現在の移動パソコン機器リース契約が終了いたしますので、その後は移動パソコン教室を継続をしていくのか、また別の方法とするのか、今後これにつきましては検討していきたいと思っております。

最後に、パソコンの現在のバージョン、OSでございますが、更新前につきましてはウィンドウズビスタでございました。更新後につきましては、福富中学校はウィンドウズ8でございますが、小学校の移動パソコンや白石中学校、有明中学校につきましてはウィンドウズ8.1を使用しております。

以上でございます。

〇前田弘次郎議員

ウィンドウズのOSですけど、今、私が使ってるのはウィンドウズ10を使っております。大変いろんな機能がついてますけど、まだ使いこなし切れてません。やっぱり8ぐらいがちょうどいいのかなという感じがあります。

このICT教育が、教育現場、例えば教える側の先生たち、習う側の児童・生徒たち、それぞれにもたらしたと考えられる効果についてお尋ねをします。

〇石橋佳樹主任指導主事

この点については、私、主任指導主事で回答させていただきます。

先ほどお尋ねがありました I C T 教育の効果については、これまでの取り組みによって主に 2 点の効果を上げることができました。まず、児童・生徒側の立場から説明いたします。

1点目は、一人一人の個性や能力に応じたわかりやすい学習ができるようになったことです。電子黒板の活用が全教室で行えるようになり、豊富な学習教材を使えるようになりました。例えば、教科書などの文字だけでなく、映像や音声を活用することで意欲を高め、より多面的に学ぶことができるようになったということです。また、教材の表示の仕方を変えたりも行っております。例えば、グラフや図形などを移動させて解決の方法を示したり、大切なところに書き込みを入れてポイントを提示したりとか、そういった授業のポイントを明確に示し、子供たちに理解させることができるようになったと思っております。

2点目は、児童・生徒の情報活用能力が向上したことです。全教科、総合的な学習の時間などで調査活動などをよく行うのですが、教科書や資料集にはない情報をインターネットで調べて確認をしたり、現地で映像にとどめておきたい材料をタブレットなどを利用して画像として撮影、また保存、加工をして、それをもとに考察をしたり、感想を目的や相手に応じて報告にまとめたり、そういった表現活動も大変多様にできるようになりました。これまで机上だけではなかなか実現しにくかった学習活動を、児童・生徒自身がみずからの意思で経験をして処理する能力が確実に高まってきていると言えます。

参考でございますが、県教育委員会で昨年、平成27年度行ったICT利活用推進事業に係る調査、その結果から、町内の小学校6年生186名及び中学校3年生206名の意識調査の結果をお伝えします。まず、2つ質問があるのですが、1つ目です。電子黒板やパソコンを使った授業を受けるのは楽しみだという問いに対して、そう思う、大体そう思うと答えた小学校児童が95.1%、中学校の生徒は86.4%という結果になっております。2つ目の問い、授業で電子黒板などのICT機器が使われるようになって今までより授業の内容がわかりやすくなったと答えた児童・生徒、そう思う、大体そう思う、小学校児童は92.4%、中学校生徒は90.2%という結果になっております。このようなことからも、子供たちが非常にICT教育の効果を受けれてるというのではないかということが予測できます。

次に、教職員の立場からですが、ICT機器が町内の学校に配備されたことによって、先ほど申し上げた児童・生徒と同じように、やはり教える側ですので、授業づくりの選択肢が広がってきました。教材を効果的に取り扱うスキルが確実に向上したと言えます。本町ではデジタル教科書も活用しておりますので、各学校の担任や教科担任は毎日の授業でほとんどそれを活用しております。その利点を生かして、さらに子供たちが意欲的に、より深い思考力をつけるための学びに向けて、工夫、改善を加えながら指導を続けているところです。

教職員に関する調査も参考のため申し上げます。文部科学省が昨年、平成27年度、学校における教育の情報化実態に関する調査というのを行いました。その結果、町内小学校教職員120名、中学校教職員59名の結果です。主に4つ問いがありました。あなたは教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用することができますか。小学校、できる、大体できる、98%、同じく中学校は97%。2つ目、授業中にICTを活用して指導することができますか。小学校100%、中学校98%。3つ目です。児童・生徒のICT活用を指導することができますかという問いに対しては、小学校、できる、大体できるが93%、中学校は86%。最後です。校務にICTを活用して業務を行うことができますか。小学校の教職員は99%、中学校が94%というふうになっております。このように、ほぼり割以上の教職員が自分の授業力向上あるいは自身の情報活用能力に手応えを感じ、一定の自信を持って日々指導に当たることができていると言えると考えます。

以上です。

〇前田弘次郎議員

町内のICTで子供たちが、小学校で95%、中学校で86%、ICTでいいという、 このパーセントを今後も上げていただくような努力をお願いしておきます。

次に、最近の情報通信技術関連の発展は目覚ましいものがあります。最近、新聞等で報道されたような不正アクセスなどの事件も起こっております。本町の児童・生徒がICT機器を使用するに当たっての弊害についてどう思われるか。また、ICT機器は常にレベルアップをしております。子供たちはもとより、そのICT機器を使って教える教師の方々への勉強会など、教育現場での指導についてお尋ねをします。

〇石橋佳樹主任指導主事

続けて答弁いたします。

先ほどの質問で答弁しました児童・生徒の情報活用能力向上に伴い、御指摘の課題も当然浮き上がってくると思います。情報活用能力が高まれば高まるほど、情報処理のための正しい知識と理解や判断力、情報処理能力を活用してよりよい人間関係を築いていけるマナー、これが大事だと思います。そういったものを身につけなくてはいけないと考えております。

町内の小・中学校では、ICT利活用教育と並行して、これから上げるような情報モラル、セキュリティーを含む部分になりますが、情報モラル教育を児童・生徒の発達段階に応じて年間指導計画に位置づけて指導を行っているところです。例えば、例を幾つか挙げますと、個人情報やパスワード等の管理について、テレビやゲームなどの過度な使用による体への悪い影響について、インターネット被害の具体的な事例をもとに、どのように対処すればよいのかという適切な、そして健全な利用マナーについてなどなど、いろんなところに光を当てて、今、情報モラルの教育を行ってます。

先ほど申し上げましたが、教職員の文科省調査、こういう項目がもう一つございました。あなたは児童・生徒に情報モラルなどを指導することができますかと尋ねましたが、小学校教員はできる、大体できると答えた割合が96%でした。そして、中学校は同じく91%という結果が出てます。ですので、日々の情報モラルの必要性について教職員も認識しておりますし、それぞれの児童・生徒の実態に応じて授業を展開してるところです。学級活動や道徳の時間に学年単位で行ったりとか、PTA、これ保護者の協力がすごく大事ですよね、PTAと連携した取り組みということで、全校規模の研修会をPTA行事と絡めて行ったりなどの工夫もしています。先ほど申し上げた教職員自身の指導も大事なのですが、例えば保護者や地域との連携、そして県内の任意団体との連携なども非常に必要ではないかということで、いろんな学校で工夫を凝らして行っています。

また、白石町教育委員会としても、現在、各小・中学校の児童・生徒の現状を把握して、家庭、地域、学校が一体となった取り組みを進めていく必要があると考えています。今後、コミュニティ・スクール、つまり学校運営協議会などで十分議論をして、正しい、よりよい情報の担い手を育てるための啓発活動を進めていかなくてはならないと考えているところです。

なお、さきに答弁いたしましたとおり、OSが変わるということは基本操作も若干変わりますので、購入するときは、パソコン購入契約業者が教職員に対して更新後の

機器を使用するための研修を行っております。研修の内容は、基本操作及びアプリの操作やその利便性についてなど、OSの変更によって生じた課題解決のための研修であったり、校長や教頭などの管理職向けにパソコンやサーバーを使用する上での管理者としての研修だったり、そして一般向けとして全教職員に対して授業で使用する際のソフトウエアの有効な活用方法など、そういった研修も実施しております。

また、外部の専門家に頼るだけではなく、学校でも校内研修として、そういった授業の方法、工夫、改善について独自に研修を行っているところです。現在、小・中学校それぞれ、職員の中に教育情報化推進リーダーという位置づけを1名必ず置いております。そのリーダーを中心に、例えば県の教育委員会と連携して行った研修を現場に持ち帰ってそれを広げるとか、そのリーダーを中心に伝達や情報の共有を行っているところです。教育委員会としても、ICT機器を使用するための教職員への支援を行ってます。町内各小・中学校に4名のICT支援員を随時派遣し、各小・中学校を巡回して、ICTを活用した授業が有効に行われるよう補助、支援をしているところでございます。

以上です。

〇前田弘次郎議員

では、ICT教育がもたらした効果と教育現場での指導ということで、今、主任指導から答弁ありました。教育長、教育長的考えを少し、ICTがもたらした効果など、よろしいでしょうか。

〇北村喜久次教育長

ICT教育の効果について教育長の考えをということですけれども、現在の子供たちについては未来からの留学生という言葉があります。子供たちが将来生きる社会は確実にICT社会が到来をいたします。そのための学びの保障を設置者の責任としていかにきちんとできるか、多額の経費もかかりますけど、大きな責任が課せられていると思います。そういう意味で、税金をたくさん使った事業でしたけれども、先ほど答弁をいたしましたとおり、確実に子供たちは活用の能力等が育ってると思います。そういう意味で、学校の設置者としての責任は十分果たせているんじゃないかなと思います。

ただ、皆様方御存じのように、SNS等、スマホ等含めて、いろんな問題が生じてきております。特に、コミュニケーションの問題ですね。人の熱を感じられるきちんとした会話等ではなく短い文字でやりとりをする、そういった中で相手のいろんな考え等がわからないでいろんなトラブルが発生したりというようなことが起こってきてます。こういった機器はあくまでも一つのツール、道具ですので、使い手がどうするかによっていかようにもなるんですね。そういう意味で、特にSNS等についてはどういった使い方がふさわしいのかと。これにつきましては、学校だけでは難しいし、教育委員会でもなかなか難しいところがあります。そういったところで、今動いておりますのが郡のPTA連合会、郡の校長会、それから3町の教育委員会、広域的に一斉に実態調査をして、よりよい取り組みができないかというふうなことを探っている

ところであります。

いずれにしても、すばらしい効果の反面、いろんな問題も生じてきておりますので、 光と影の部分をしっかり見詰めて適切に対応してまいりたいと思っております。

〇前田弘次郎議員

教育長の言葉を聞いて、よろしくお願いしておきます、教育現場に対してですね。 それでは最後に、3項目め、本町の計画的な町内道路網の整備方針の考え方についてお尋ねをします。

〇荒木安雄建設課長

計画的な町内道路網の整備の方針についての御質問でございます。

第2次白石町総合計画、第1章第3節についての御質問であります。その中に書いてありますとおり、大きく6つの課題があります。特に、子供や身体障がい者、高齢者など交通弱者のための歩道の設置、通勤、通学で利用されております人々のための身近な道路の安全確保が必要であります。3町が合併して12年になりますが、これまでも旧町間、地域間との幹線的道路網の整備を重点的に図ってまいりました。今後も、幅員が狭い離合が困難な場所、通学児童・生徒の安全対策を図るための整備を行っていきたいと思っております。

また、近年は、老朽化した道路やそれに附属する橋梁などの施設の維持補修と長寿命化が急務でございます。整備を進められてきました国道207号の4車線化や県道武雄福富線の一部拡幅改良、今後本格的に整備されていく有明海沿岸道路の整備により、広域的な視点による町道の接合等を考慮した道路網の整備をする必要があります。生活関連性の高い道路を優先的に整備していくことが求められていると認識しておりますが、予算の限りもございますので、優先度をつけていかなくてはなりません。今後も、補助金等を活用した計画的で効果的な整備を図っていきたいと考えております。以上です。

〇前田弘次郎議員

児童・生徒の通学や高齢者や障がい者等に配慮した、現在、道路環境が整備されてるのかお尋ねをいたします。

〇荒木安雄建設課長

御質問の、児童・生徒の通学や高齢者、障がい者に配慮した道路環境の整備がどうなっているかという御質問でございます。まずは、児童・生徒の通学路の安全確保からお答えをいたします。

平成24年、京都府亀岡市で発生しました交通事故を初め、全国的に登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことをきっかけに、通学路の一斉点検が始まりました。本町におきましても、平成24年5月に各小・中学校の通学路において関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、必要な対策箇所について確認、協議をいたし、以後も点検を行ってきたところでございます。要対策箇所につきましては、緊

急的な整備が必要である箇所は、町教育委員会及び公安委員会と連携して随時整備を 行っております。今後も、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関 と調整を図りながら、歩道設置、安全対策設置について事業推進をしていきたいと考 えております。

また、高齢化社会が進む昨今、道路利用者のために安全で快適な道路環境の整備が強く求められております。高齢者や障がい者等を含む全ての方々の利便性を図るため、機能性、快適性、安全性などに考慮した整備を図っていきたいと思っております。具体的には、高齢者、障がい者の方々でも使いやすい道路とするための段差解消や視覚障がい者誘導用のブロックの設置、ドライバーの観点から見やすい標識、創意工夫した路面標示の整備を図り、安心して通行できる道路環境を構築していく必要があると思っております。

以上です。

〇前田弘次郎議員

今回の障がい者に配慮した道路環境の整備について質問したのは、車椅子での利用が困難な場所があるということで私はお話を聞いております。ちょうどそこの万葉道路ですか、さっきお話も出ましたけど、道路幅が広くありませんので、それとあと植え込みの植栽が出てくるということで、ここは庁舎がでけてからそこの万葉道路の利用が大分ふえてきたんじゃないかと思います。私も今日朝そちらのほう通ってきましたけど、どうしても離合するとき、私は軽トラックですので乗用車より幅が狭いのかなと思いますけど、なかなか難しいものがあります。その辺のとこも含めて、要するに障がい者の問題と道路の問題を考えたときに長寿社会課長と建設課長との話し合いが必要だと思いますが、このような場合、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

〇田島健一町長

前田議員のほうから、道路環境整備に当たっては建設課長、また長寿社会課長との協議が必要じゃないかという御質問でございます。

まず、一般論から申し上げますと、障がい者に配慮した道路環境の整備、その中では車椅子での利用が困難な場所ということでございましたけれども、既設の道路環境と申しますか、交通安全施設の点検につきましては道路管理者は常に注意を払う必要がございます。特に、平成18年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものが施行されておりまして、高齢者や障がい者など自立した日常生活や社会生活を確保するためには、道路のみならず旅客施設、車両等、路外駐車場、都市公園、建築物に対してもバリアフリー化基準、移動等の円滑化基準ですね、これへの適合を求めるとともに、バリアフリー化推進のための既存の施設への基準適合の努力義務などを定めておられるところでございます。

そういったことから、町といたしましても毎年点検を、通学路点検というものをまず一つやっているわけでございます。もう一つは、ことしたまたまでございますけども、12月19日に交通安全施設点検というのを、これは国も県も、また町も関係者も、

いろいろな方も含めて、町内の区長さんたち含めて20人程度、これは国道、そして県道、そして町道、3路線において現地の検討をしていただくようになっております。

先ほど言われましたように、具体的に万葉道路の話がございました。万葉道路につきましては、これについては旧白石町時代の昭和62年から平成元年ぐらいにかけて建設されたということで、もともとは車が通るような道路じゃないということで、議員も御承知のとおり、歩道も狭かったり広かったり、道路の幅としては一定の広さなんですけども、ぐりぐりしておると。これは本当の意味での道路構造令に合致した道路ではないと私は認識をいたしております。その間で、今、一部区間、総合センターから南のほうの町道交差点までの区間が特に狭うございます。そこについては私も見直しをする必要があるんじゃないかと。今、言われたように、歩道は1メーターないところもございます。広いところは3メーター近くあります。そういったことから、もう一回、直線の車道、そしてまた歩道も立派に確保するような改良を加えていく必要があるんじゃないかなというふうにも思っております。

これについても、先ほど来建設課長も答弁しておりますように、道路建設費というのは大きな金も費用もかかります。そういったことから、優先順位であるとか、いろいるそこら辺の優先度を判断しながらしていきたいというふうに思います。ただ、以前、役場から北のほう、県道武雄福富線までの区間については新規住宅が張りついておりまして、もともと車が入らないという条件で私たちは入居したというような意見もございました。そういったことも踏まえまして、地元住民の方、区長さん、いろんな方々との協議を持ちながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

〇前田弘次郎議員

障がい者に配慮した道路環境をよろしくお願いしておきます。

通学道路のことが出ましたので、ここで教育長に、通学道路の危険性について教育 長の見解をお尋ねしたいと思います。

〇北村喜久次教育長

通学道路の危険性についての見解ということでしたけれども、小・中学校の通学路の指定につきましては、交通量が少ない道路、歩道が整備されてる道路など、児童・生徒の登下校の安全が確保される道路を基本として各学校長が指定をしております。また、保護者などから通学路が危険で変更してほしいという要望があれば、別の経路を検討し、児童の登下校の安全を確認した上で変更もされてるようでございます。

通学路につきましては、白石町の通学路交通安全プログラムに基づいて、毎年5月に関係機関、これは県の土木事務所、白石警察署、建設課、総務課、学校教育課、それから各学校ですね、が合同で点検の実施をしております。毎年、学校及び町または保護者などが把握している危険箇所などを学校ごとに点検をしておりまして、今年度の点検では横断歩道、外側線などの引き直し及びガードパイプの補修などを行っております。また、交差点の待機場所の確保のための工事ができないか等も検討を行ってるところです。具体的な一例として、有明南校区で深浦東分公民館下の交差点に学童

注意という文字の設置や、百貫交差点の待機場所のカラー舗装等の施工をしてるところです。

全国的には、登下校の子供たちが巻き込まれる非常に痛ましい事故等が後を絶たない状況です。いろいろ御指摘があった危険箇所及びそれ以外の箇所につきましても必要に応じて点検を実施し、子供たちの安全確保のため、関係機関と協議しながら整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

〇前田弘次郎議員

教育長のほうから高町百貫線の話が出ましたので、私が今まで質問してきております国道の4車線の拡幅工事が終了したのに伴い、峠の交通量は減少しておりますが、 交通事故の危険性は以前より改善されたのでしょうか。

去る8月21日に、白石町国土利用計画策定に基づく意見交換会の場で、白石町の町の未来を描こう会が有明南小校区で行われました。その中で、地域の方からトンネルの要望が上がりました。以前から町長に県道昇格とともに考えていただけないか質問してきましたが、このトンネルの件について最後に町長にお尋ねをいたします。

〇荒木安雄建設課長

前田議員の交通事故の危険性は以前から改善されたでしょうかという御質問でございます。この件については私のほうからお答えをしたいと思っております。

国道207号の百貫橋から室島南交差点までの4車線工事が完了し、車の流れもスムーズになり、町道高町百貫線の交通量は議員おっしゃいますように減少したと思われます。また、町では離合所の設置も行い、交通安全対策にも留意しており、交通事故等の危険性は以前より改善されたと思っております。この路線での交通事故等は、離合所を設置した本年3月からはあっておりません。

このように、町内の道路網の整備と基幹となる国道が高規格道路に整備されることにより、交通の流れは大きく変化するものと予想されます。現在、高町百貫線の歩道設置の工事を行っておりますけれども、児童安全のため、早期完成に向けて努めていきたいと思っております。

以上です。

〇田島健一町長

前田議員からの御質問で、県道昇格ということとトンネルということの御質問でございました。

まず、県道昇格の件でございます。現在、県道白石大町線というものが国道の207号の室島北交差点から大町町を結ぶ路線としてございます。県道昇格となりますれば、途中の坂田から深浦への路線の変更が伴ってくるんじゃないかというふうに思います。現在、207号につきましては、深浦地区まで4車線化、先ほど課長答弁ありましたけれども、完成しております。これによりまして町道高町百貫線の交通量がどのように変化してるか、また将来的なこととして、さらに有明海沿岸道路も建設され

ますことから、このようなことから交通量がどうなっていくかというのをしっかりと 見据えた中で行っていかなければならないというふうに思います。そういったことか ら、坂田、深浦間の路線の必要性を見出した上で、さらにトンネル化ということにつ いても検討していくことになろうかというふうに思います。

8年前の平成20年5月に、坂田、深浦間のトンネルについて有明南地区から要望書が提出され、その後、土木事務所へも要望した経緯がございます。いずれにいたしましても、現状においてすぐ具体化するということはなかなか難しいのではないかと。 先ほど申し上げましたように、いましばらく国道など周辺道路の状況を見ながら検討していくことになろうかというふうに思います。

〇前田弘次郎議員

以上です。

このトンネルのことに関しては私も今後も言い続けていきたいと思いますので、ど うぞよろしくお願いしておきます。

今回は3項目について質問しました。全ての項目に障がい者についての質問を入れております。きょうの12月7日は障がい者週間です。12月3日から12月9日までは障がい者週間ということになっております。このことに関しては長寿社会課長は御存じだと思いますが、こういうふうな週間も広報紙やホームページなどにも記載をお願いしたいと思います。

きょう私が胸に着けてるのはチャレンジド・リボンということで、障がい者団体と 県で、障がい者に対する理解を広めるためにこのバッジがつくられております。きょ う私が障がい者の質問をするということで、職員の方から今このバッジを預かってお りますが、長寿社会課のほうで購入ができるということですので、どうぞ皆さんも購 入をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

10時29分 休憩 10時45分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

〇西山清則議員

議長の許可を得ましたので、前回は一般質問のトリを務めさせていただきましたが、 今回は一般質問初日の2番バッターとして質問させていただきます。

今議会は、大きく1点に絞り、通告しております。

白石町の将来像について。町の人口が減少していく中において、白石町が進むべき 道、方向性をどのように考えているのか。町内で金が回っていくような政策が必要じ やないのかと思っております。ということで、1つ目は、農業が基幹産業である当町においては、農地の地力低下は早急に克服すべき課題であると思っております。その地力低下の原因の一つに、農家の労働力不足が関係あると考えられると思います。その労働力確保の対策として、農家が外国人技能実習生を受け入れられるような施策を推進する考えはないかということで伺います。

ことしのタマネギの不作はべと病が拡大したことによると言われていますが、その 原因の一つは地力の低下だと思います。まず、土壌の中の酸素不足、それに雨が多か ったため排水ができていないのではないかと思われます。機械化が進むにつれて、土 壌を重量のある大型機械で何度も踏みにじられています。そのため、暗渠事業が進め られているものの効き目が薄くなっているのではないでしょうか。また、化学肥料等 に頼り、土壌の栄養不足、酸素不足が影響しているのではないでしょうか。規模拡大 を図り、多様化し、労働力を補うため、機械化による収量、量産に至っています。そ れに、大きく育てようと、肥料による産物を過保護化しているのではないでしょうか。 以前のように、タマネギを植えつけてから、寒くなる12月、1月には切りわらを振 っておられましたが、近年は見たことはありません。現在のように1戸で多くの土壌 に作付されていれば、そういう作業に手が回らなくなっていて非常に困っているので はないでしょうか。また、レンコン田には麦わら等を入れてあるところは余り見当た りません。麦わらを入れたほうが田んぼやレンコンによいことはわかっておられると 思いますが、手が回らないのではないでしょうか。それに、タマネギの取り入れ時に は多くの労働者を受けられています。でも、数十年間ずっとお願いしていれば、労働 者も高齢化をしているのでないでしょうか。そこで、その労働者不足を補うためにも、 外国人技能実習生を受け入れられるようにすべきではないでしょうか。その辺につい て伺います。

〇鶴﨑俊昭農業振興課長

西山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地力の低下は、機械化が進んで人の手による、労働力が不足しているのが大きな要因になってるのではないかということでございます。お尋ねの外国人労働者の方の農業従事という件についてですが、現在、国の制度といたしまして、企業等が技能実習生を受け入れ、技能等の移転を図り、その出身国への経済発展を担う人材育成を目的としました外国人技能実習制度が入国管理法の定めにより実施されております。農業におきましても、この制度を利用して、国内で毎年9,000人前後の新規受け入れが実施されている状況です。

ただし、過去におきまして、この制度が実質的な低賃金労働者として労働関係法違反等が散見をされまして、平成22年に入管法の改正、施行が行われております。この研修は、国の機関、またJICA、国際協力機構等が実施する公的研修等に限られ、農業分野では現実的ではなくなっております。JAや事業協同組合等の管理団体が受け入れ、農家もしくは法人等の実習実施機関となりまして技能実習自体は行われております。これにつきましても、受け入れまでは数々の手続等がございます。

現行制度では単なる労働力として農業に従事してもらうことはできませんが、最近、

国において国家戦略特区での受け入れを検討されているようでございます。特区の受け入れにつきましては、はっきり外国人労働者として農業に従事というような項目が検討されているようでございます。この検討内容を本町といたしましても注視をしていきたいと考えているところです。

以上です。

〇西山清則議員

外国人技能実習制度ということがありますけれども、これ国際協力、国際貢献のためにつくられた制度でありまして、66業種123業者ということが今なっておりますけれども、今後、農業に対してもそういった労働者を必要とするところが出てくるのでないかなと思っております。それで、現在、町内に外国人は何人住んでおられるのか、またその方の職業別がわかれば教えていただきたいと思います。そしてまた、国別がわかればお願いいたします。

〇鶴﨑俊昭農業振興課長

まず、お尋ねの、この制度によりまして本町に何名おられるかということでございます。これにつきましては、住民課のほうで登録がございましたので、農業振興課として人数だけをお聞きしておりますが、98名の方が外国人技能実習制度で滞在をされておられます。あと、職種と出身国ということでございますが、それにつきましては農業振興課のほうでは把握をいたしておりません。

ただ、さっきおっしゃいました業種ですが、受け入れ可能の業種といたしまして農業関係もちろんございます。ただ、農業関係の中でも耕種農業と畜産農業ということに分かれておりまして、主に施設園芸とか園芸作物、野菜、それから畜産でございますけども、一般に稲作等には従事は、従事というか、その研修はできないというような制度であるそうでございます。農業関係、漁業関係、建設関係、食品製造関係、繊維、衣服関係、機械、金属関係、その他の業種という具合に分かれておりまして、今、議員おっしゃいますように、農業関係でも町内に滞在されておられると思いますが、具体的人数、国名等は把握をいたしておりません。

以上です。

〇西山清則議員

98名の中でもほとんどの方が会社組織、企業の組織の中におられるとは思っておりますけども、個人的に今後農業で実習、研修、3年ほどこっちで勉強して、帰って自分とこでやれる、農作業を覚えて帰ってもらう必要もあると思いますので、そういったふうにできないかなと思っております。後継者がおられる家庭でもおられない家庭でも、おられても労働者が必要になると思うんですよ。ただ、家族でやっていても、自分とこで仕事やっても、両親が高齢化になれば自分たちだけになって手が足らなくなると思います。そのためには、そういう方を受け入れて行うこともできるんじゃないかなと思いますけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

〇鶴﨑俊昭農業振興課長

確かに、農業分野に限らず、外国人の方の労働力というところには注目をされてるところでございます。先ほど申し上げましたように、今まだ特区の検討段階ですけども、特区で受け入れが可能でうまくいきましたら、各市町村にこの制度もおりて全国的な適用になろうかと思っております。もちろん、こういう制度が立派に体制が整えば、本町といたしましても即刻検討をしていく内容だと思っております。以上です。

〇西山清則議員

今、いろんな作物ができていますけれども、町内ではタマネギとかレンコンが一応 ブランドとしてできています。ただ、不作によって評価が落ちていますけれども、これは労働力不足も一つの原因じゃないかなと思っておりますので、その辺は十分にやっていただきたいなと思っております。

町長はトップセールスマンとしてタマネギとかレンコンを町のブランドとして売り出していますけれども、よい品物でなければブランドとして維持できないのじゃないかなと思っております。消費者、そしてまた業者から背を向けられないように、よい品物を生産していただかなければブランドとしては生き残っていけないのじゃないかなと思っております。行政はJAと違い、営農には余りかかわっていないようですけれども、生産者の目線で対応していただきたいと思っております。そして、地下水の水がポンプの上から上がってきておりますけれども、前も地下水のことを言いましたけども、地下水の上昇チェック、しっかりその調査をしてそういう原因を調べていただき、地下水の上昇チェック、しっかりその調査をしてそういう原因を調べていただきたいなと思っております。そのことによって、本当にタマネギ、レンコンがブランド化となってずっと生き延びていけるものだと思っておりますので、その辺をよろしくお願いして、次の項に移らせていただきます。

交流人口を増加させるために、観光分野に力を入れていくことが町の新たな成長戦略と考えています。杵島山一帯の観光資源を開発し、全国へ大々的にPRしていくことにより我が町白石町を世に知らせることになるのではないかということで、数年前から何回も言ってきておりますけれども、一向に進んでいないので質問いたします。

杵島山一帯には、法泉寺から海童神社までパワースポットが多くあります。杵島山一帯を知ってもらうには、まず町内を見てもらう必要があると思いますが、8月に、糸島市にある赤とんぼ村から子供たちを連れて歌垣ロッジへキャンプに来られました。また9月に来たいということでしたけれども、断られたということでした。その理由は何だったのか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。

9月に断られたという話でございますけども、昨年度、歌垣公園の歌垣ロッジ、それから研修センターにつきまして、平成27年4月1日の消防法改正によりまして消防署のほうから聞き取り調査が参っております。その際、簡易宿泊所ではないかということで消防署のほうから立ち入りの調査を受けております。それによってうちのほう

が、杵藤衛生保健所ですかね、そこのほうに出向きまして、簡易宿泊所の該当かということでお尋ねをしております。回答のほうは、歌垣ロッジ、研修センターとも、うちのほう条例で宿泊料を取っております。そのため、簡易宿泊所に該当するといったことで回答をいただいております。

その分については議員さん等に御説明をしていたものと思っておりますけども、簡易宿泊所の条件としましては、飲み水については浄水でなければならないといった条件がございまして、28年度当初予算に、歌垣公園の茶屋の後ろら辺にあるトイレの後ろに浄水器、ポンプの設備がございます。以前から地表水を使って浄化して各施設のほうに水のほうを給水していますけども、その給水装置の分について飲み水に適さないといったことで、一般細菌、それから大腸菌の検査等で陽性等出ておりましたので、28年度当初予算で給水器の取りかえ工事のほうを約230万円で実施をしております。

この工事につきましては、7月から8月にかけて工事を実施しております。8月8日に給水装置のほう取りかえが完了してるところでございますけども、この後、簡易宿泊所の許可申請のほうを杵藤衛生保健所のほうに出す手はずでございましたけども、一部、今回補正予算にもいたしておりますけども、歌垣ロッジのほうが詳細な調査が必要といったことで、簡易宿泊所の申請のほう今できてない状況です。補正予算のほう、調査委託のほうをつけさせていただいておりますけども、その分可決いただけましたら早速に調査をかけて簡易宿泊の申請をいたしたいといったことで、ただいま西山議員の御質問、9月にお断りしたという分については、まだ簡易宿泊の営業申請のほうができていないということで御遠慮いただいたといったことになっております。8月にはキャンプに来たんじゃないかということですけども、その分については以前から申請が早く上がってきておりましたので、その分については簡易宿泊に、営業法に違反しない範囲で貸し出しを、使用をしていただいたということでございます。以上です。

〇西山清則議員

この施設は早くからできておったのですけども、なぜ今まで手をつけられていなかったのか、最近になってようやく動き出したのか、その辺を伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

歌垣ロッジ、それから研修センター、供用開始のほうは、研修センターが昭和63年4月1日、それから歌垣ロッジのほうが平成7年4月1日が供用開始でございます。 そのときから宿泊を伴う使用料等取っておりましたけども、当時から簡易宿泊所の申請のほうがとれていないという状況でございました。

ただ、研修センター、歌垣ロッジについて、今のところ給水の分についても飲み水にということには許可をいたしておらず、手洗いのみと、そういう形でしていた部分もあって利用者のほうが少なかったという形があると思いますけども、昨年、まち・ひと・しごと総合戦略等、国のほうも観光分野については成長戦略の一環といったことで大きく位置づけられまして、本町においても、もちろん第2次総合計画の中でも観光分野については重要な課題ということで位置づけられておりますけども、まち・

ひと・しごと総合戦略の中でも杵島山を背景にした部分の戦略という形で盛り込まれております。昨年、それに基づいて観光推進協議会も立ち上げて、観光基本計画を策定したところでございます。遅まきながら、ようやくスタートラインに立ったと、観光分野にようやくスタートに立ったという形で、観光推進協議会等の御意見をいただきながら施設整備も含めて今後検討していきたいと考えております。

〇西山清則議員

以上です。

赤とんぼ村から来られた方は、施設の利用で水がないということで、飲み水は持参してされていたと思いますけれども、人を集めるということが町の活性化になると思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思っております。

それで、その上に犬山城があると思いますけども、犬山城からの景色は本当にすばらしいものがあります。武雄も見えますし、塩田も見えます。天気のいい日は大牟田とか柳川、あの辺まで見れてすばらしい光景だと思いますけれども、それですけれども、この間私登ったときにはクモの巣が張ってあったり、城の壁がかなり汚れていました。白壁でしたので、緑がかってるところが目立ってかなりありました。観光地として売り出すならば、もっと整備が必要じゃないかなと思っております。案内経路板も見やすくわかりやすいようにしていただかなければ、ちょっと見にくかったと思っております。私が先ほど言いました登ったときには、高齢者でありましたけれども、男性の2人の方が土の周りの整備されておりましたけれども、担当者として年に何回ほど行って見て回っておられるのか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

ここの管理につきましては、犬山城につきましても歌垣公園一帯という形で管理をさせていただいております。担当者は何回行くのかといったことでございますけども、実はここの清掃、それから植栽等の分については地元の方に委託をさせていただいて、便所等の清掃等については2名さん、それから除草とか伐採については、清掃等については5名さんの地元の方の御協力で、賃金等で予算措置をしてるところでございます。そういった部分も踏まえながら、清掃員さん、それから人夫さん等の入られて状況を聞いた部分については実績が上がってきておりますので、そこを見計らって現場で担当者見に行ってるという状況です。月に何回とか、そこの辺については今資料を持ち合わせておりません。

以上です。

〇西山清則議員

まず、何のためにつくったのかというのがありますけれども、1度来て、2度、3度と何回も来てもらうためには、きれいに整備しないと来られないと思っております。 クモの巣が張ったり、あるいは壁が汚れておったりということで、以前は多分職員の 方がやっておられたと聞いていましたけれども、それでまたライトアップもやっておられたと思いますけれども、その辺がどうなっておるのか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

職員が清掃という部分については、合併してからの分について把握をしておりません。ライトアップについては、犬山城のほうにライトアップの施設がございますので、 そこの部分で照らしてるということでございます。

以上です。

〇西山清則議員

多くの方が1度、2度、何回でも来られるように整備していただきたいなと思っております。あそこから見る景色は本当にすばらしいものがありますし、空気もきれいなところでありますので、こういったところは大々的にPRして、案内板等もきれいに整備していただきたいなと思っております。

それで、杵島山一帯は、歴史は原始時代からあったと思いますけれども、この地方の名が出てきたのは、肥前風土記に杵島郡杵島岳のことは出てきています。詳しく言えば時間が足りませんので、簡単に歴史を言いますと、肥前風土記に杵島郡杵島岳とは出てきています。奈良時代から平安時代に移り、荘園が設けられていて、その杵島荘は日向太郎が勢力を持っておりました。その後、平清盛が日向太郎を攻め落とし、そして平清盛にかわり、鎌倉時代になると源頼朝が1187年に佐々木四郎高綱にこの地を与えております。このことは六角神社の神社明細書に書かれていると思っております。この年ごろ、現在の須古地方には地頭頭の白石氏が実力者となっております。白石氏は日向太郎の子孫であり、イソベ五郎通益が白石郷の地頭に命じられております。姓を白石五郎通益にかえています。この白石五郎通益については白石町のホームページにも載っていると思っております。1240年に須古の高城を居城として、妻山、稲佐、室島を支城として白石地方を固めております。1392年ごろには、このころは小城郡の千葉氏が杵島地方を一部領し、勢威を張りました。その千葉氏が須古に平井を配しています。その平井というのが須古城、小学校の前に名前が多分出てきていると思っております。その平井と龍造寺隆信が4度の戦いの末、龍造寺隆信がかわっております。

隆信が島原で討たれてからは鍋島家にかわっていますけれども、このように歴史のある高城を売り出すために、須古に住まいの住民を中心に白石観光推進協議会が立ち上がっております。そして、11月25日には竹林になっているところを伐採されて、少しでも高城に来てもらうようにといって頑張っておられます。町としても何らかの手を打つべきじゃないのかなと思っておりますけれども、また須古小学校のところに高城の説明板がありますけれども、もっとわかりやすいところ、場所ですね、そしてあと文字が薄くなってるところがありますので、濃ゆく書いていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

〇千布一夫生涯学習課長

須古城跡につきましては、平成30年度に文化庁から文化審議会のほうへ国史跡指定の諮問がなされるように進められていると佐賀県教育委員会のほうから聞いております。国史跡に指定されました後には、文化庁、それから佐賀県教育委員会等との協議

を経まして、須古城保存管理計画を作成することになるというふうに考えております。 その保存管理計画に基づきまして、須古城跡の維持管理方法、整備の内容について検 討を行いまして、地域の住民の方のみならず県内外のほうから多くの方にお越しいた だける交流の場としていろんな施設の整備等を進めていかなければならないと思って おりますので、先ほど議員おっしゃいました案内板等も、しっかりそこら辺も整備を していかなければならないというふうに考えてるとこでございます。 以上です。

〇西山清則議員

推進協議会の方、今、御苦労されて竹林をずっと伐採されています。あと数十メートル行けば一周回ると思いますけども、先日、その後我々文厚で視察させていただきました。もう少し整備すれば人が寄ってくるのじゃないかなと思っております。そういうことで、なかなか国の指定になればいろんなことができないと思いますけども、その前にできることはやっていただきたいなと思っておりますので、行政としてももう少し何らかの手だてが必要じゃないかなと思っております。ああいったところにちょくちょく行ってやっていただきたいなと思っております。あと、そこに鍋島家の庭園がありますけれども、その辺ももう少し手を加えれればできるのじゃないかなと思っておりますけど、その鍋島家の庭園はどこが管理されてるのか伺いたいと思います。

〇千布一夫生涯学習課長

庭園といいますのは須古三近堂のとこにある庭園ということで。 (「はい」と呼ぶ者あり) そこの庭園につきましては町生涯学習課のほうで担当をしておりまして、毎年あそこら辺の植栽等の管理等含めて管理をしてるとこでございます。 以上です。

〇西山清則議員

以前から比べたら植栽等はされていますけれども、池の中をもう少し整備していただいて、何かコイでも生きられるぐらいのきれいなところにしていただきたいなと思っております。そうすれば、今、推進協議会の方が竹を伐採されていますし、一緒に見ることもできるんじゃないかなと思っておりますので、その辺の整備をもう少しきちんとやっていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

〇千布一夫生涯学習課長

庭園につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、歴史的にも重要な文化財だと思っております。議員御提案の、池のほうにコイのほうを泳がせたらどうかという御提案でございますが、そこら辺については今後検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

〇西山清則議員

それであと、歌垣まつりありますけども、歌垣春まつりですね、そのときに歌垣の郷の三十一文字コンテストがあります。その入賞者の記念碑が建立されていますけれども、3年ぐらい前からプレートに変更されていますので、その理由を、一度聞いたと思いますが、もう一度お願いします。

〇千布一夫生涯学習課長

三十一文字コンテストの入賞作品を以前は自然石にしておりましたが、それから専用の掲示板のほうにかわった理由はという御質問でございます。歌垣の郷・白石、三十一文字コンテストは平成12年度から始めまして、今年度で17回を数えます。平成12年度の第1回は白石と歌垣をテーマとして、それから平成13年度の第2回からは愛をテーマとした短歌を全国から募集をしてるところでございます。ちなみに、今年度は、北は北海道から南は沖縄までの45の都道府県から計2,166首の応募をいただいたところでございます。今月、12月1日の選考会を経まして、入選短歌53首が決定したところでございます。

歌碑につきましては、平成12年度は6基、平成13年度から平成21年度までは年度ごとに標柱1本と歌碑4基を建てまして、計42基の歌碑を歌垣公園の散策路沿い等に設置をしてるとこでございます。平成22年度の第11回から平成26年度の第15回までは、歌碑の設置スペースの問題から、自然石を利用した歌碑ではなく、専用掲示板を作製して、歌垣賞以下各部門の最優秀短歌の5首を1年間掲示することとして、年ごとにその張りかえを行ってきました。ところが、町長と語る会等での御意見を踏まえまして、平成27年度からは毎年、年度ごとの専用掲示板を作製して、歌垣公園の芝生広場の南側に順次設置を行っているところでございます。そういうことで、自然石から専用の掲示板にかえた理由というのは、一番は設置するスペースがだんだんだんがなくなってきたというとこが大きな要因でございます。

以上です。

〇西山清則議員

自然石は災害時でも土どめのかわりもできるんですけども、上のところもスペースもう少しあるんじゃないかなと思っております。この間行ったときには少し雨が多かったので、場所によって間から流れ落ちてるところもありました。だから、そういったふうに土どめになるように、ある程度そういった自然石でできたほうがいいんじゃないかなと思っております。それは、この間行ったときには県外の方が見えられて、そういうのも見て、こういうふうにしてやったということを思い出して、小さい方、もう十何年になりますので、小、中、高、そういう方があったときに、10年後出てきたときに思い出して、こういうのがということはすばらしいことじゃないかなと思っております。

この間も言ったと思いますけど、宮崎からも来られておりましたので、その方、名前見て近所の方ということで、こういうのがあればみんなまたこういったところに来てみたいなという可能性がありますよね。ただ、プレートにした場合は、ぱって見ても何かイメージ的に意味があるのかなという感じもいたしますので、自然石でやった

ほうがいいんじゃないかなと思っております。それによって人が来る場所、また観光 にもなるんじゃないかなと思いますけど、その辺考え直すことはできないでしょうか。

〇千布一夫生涯学習課長

できれば自然石のほうにしたがいいんじゃないかという御質問でございますが、今回、専用掲示板にかえたのは、先ほど言いましたとおり設置スペースのほうがだんだんだんだんなくなってきて、今まで自然石でしてた場合は1作品ごとに1つの自然石のほうでしておりましたんで、かなりの数になっておりました。で、年度ごとに入選作品5点を1つの専用掲示板に掲示する方法に変えたところでございます。そういうことで、今後につきましてもできる限りスペースを多くとらない形でできるようにということで、専用掲示板のほうにしていきたいというふうに考えております。

設置スペースにつきましては、ずっと以前より検討を行ってきたところでございます。設置スペースにつきましては、できる限り人目に触れる場所、それから人通りがあるところに設置したほうが望ましいということで、現在設置している散策路沿いとか芝生広場前のところに設置をしているところでございます。今後も、入選作品につきましては専用掲示板で設置していきたいというふうに考えておりますので、議員さんが先ほどおっしゃいました法面の部分ですかね、の部分も設置箇所として、そこを含めながら設置場所を検討していきたいというふうに考えております。

〇西山清則議員

できれば自然石でやっていただきたいなと思っております。年度別にずっと、スペースはかなり広かったですもんね、最初からですね。だから、かなり余裕があるわけですよね。だから、何年でも続けば場所がなくなるのは当たり前じゃないかなと思っております。ただ、防災の面を見たら、もう少し間に詰めてずっとできればやっていただきたいなと思っております。

それであと、前も言ったと思いますけれども、韓国の百済から稲佐神社に来られたことも言っていたと思いますけれども、今、韓国からは多くの観光客が国際有明佐賀空港に来られていますけれども、なぜその方たちを呼ぼうとされないのか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

外国人の方の観光という形でございますけども、なぜ呼ばないのかという形で、実際呼んだ実績がないといったことでございますけども、今申しました昨年の観光振興基本計画でも、また推進協議会の中でも、佐賀空港から祐徳神社に来られるといった観光客がふえているといった話も出ております。そういった方たちを呼び込む方法はないかという形で、協議会の中でも話題となってはおります。今後、そういった部分も含めて観光推進協議会のほうで検討させていただきたいと思っております。以上です。

〇西山清則議員

26年1月ですかね、請願書も出されていたと思います、町長宛てにですね。百済から稲佐に来たということを、そういうことをもっとPRして祐徳神社へ行く途中に寄っていただく、それによってまたおさい銭でも落ちたら幾らかでもなるのかなと思っております。実際に韓国と交流してる唐津市がありますけれども、それも結局、本当にそれが唐津に韓国から来られたのか実際わからないと思いますけれども、稲佐神社に来られた実績がないとなかなかできないということもありますけども、そういった声が上がれば、来た可能性は高いと思うんですよ。ただ、その証拠がないからできないじゃなくて、そういったことを踏まえてPRするのが観光じゃないかなと思っております。旅行会社とか空港にパンフレットを置いたり配ったりしてやっていただきたいなと思っております。そしてまた、稲佐に住まれる方が年に数回韓国のほうに行っておられますので、そういう方たちにもお願いしながら韓国の旅行会社にPRして、そして寄っていただくように手当てできないものか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

貴重な御意見をいただいております。ただ、うちのほう、先ほど申しましたように、 昨年、観光振興基本計画、それから観光推進協議会のほうが立ち上がって、ようやく 観光部門のスタートラインに立ったという状況でございますんで、もちろん議員さん おっしゃられる理想を目指して観光推進協議会等で協議して、それに向けては受け入 れ態勢も必要だと思っておりますので、今後協議をしていきたいと考えております。 以上です。

〇西山清則議員

いろんなことをやっていただいて、そして多くの方が杵島山一帯を観光していただくように願いたいと思います。

それでは、3番目の、スポーツ分野における交流人口拡大のために硬式野球ができる野球場の建設ができないか、またことしオープンしたパークゴルフ場を有効活用し、交流人口を拡大させるべきであると思っております。当地にてパークゴルフ大会やイベントなどを計画されている方々に対し、どのような支援策を検討されているのかということで、また球場のことは以前調査研究するとの答弁もありました。その後どうなったのか伺います。

〇千布一夫生涯学習課長

議員御質問の件ですが、まずパークゴルフ場の件でございます。しろいしパークゴルフ場は9月17日にオープンいたしました。パークゴルフ場を有効利用して交流人口を拡大させるべきということで、その支援策ということで御質問でございます。9月17日にオープンをいたしましたパークゴルフ場でございますが、まずはしろいしパークゴルフ場の存在を知っていただくことが一番大事なのかな、必要なのかなと思っております。そして、利用していただくためのPR活動が大変必要であるというふうに考えております。そのために、現在のところ、毎月第2と第4の土曜日に無料開放日を設けまして、町外の方も含めまして多くの方に御利用いただいてるところでござい

ます。

参考までに、パークゴルフ場のオープンからこれまでの利用者数でございますが、11月28日現在になりますが、計1,065人の方の御利用があってるとこでございます。内訳ですが、町内の方が527人、町外の方が538人でございます。結果的には町外の方が多いという結果が出ております。今後も、町内の老人会や子供クラブ、それから各種団体へのPRはもちろんでございますが、パークゴルフ協会とも連携をとりながら、町外、そして県外の愛好者にもしっかりPRを行っていきたいと考えてるところでございます。

次に、硬式野球ができる野球場の建設の件でございます。現在、硬式、それから準 硬式野球ができるグラウンドとしまして、ふくどみマイランド公園の多目的運動広場、 それから稲佐山運動公園のグラウンドが利用されております。利用実績ですが、ふく どみマイランド公園では武雄市の少年硬式野球チームが平成22年度から平成25年度に かけまして計9回、それから稲佐山運動公園では県内外の少年硬式野球チームや高校、 大学のチームが平成22年度から今年度にかけまして計84回利用をされております。

硬式野球ができる野球場の建設ができないか、その後検討はどうされたのかという御質問でございますが、硬式野球、それから準硬式野球ができる球場を新たに建設することになりますと相当の建設費がかかってくると思います。以前、県内の硬式野球場について各市町のほうに調査を行いまして建設費等も調査を行ったところでございますが、平成に入ってから建設された野球場を見てみますと、約7億円から8億円といった建設費がかかってるようでございます。そういったことで、球場を建設するとなりますと相当の経費がかかることになりますので、現在のこれからの財政状況と交付税がこれからだんだんだんだん減っていく中で、こういった野球場を建設していくとなりますと大変難しい問題であるのかなというふうに感じておりますので、これまでどおり、これからもふくどみマイランド公園と稲佐山運動公園のほうを御利用いただければというふうに思ってるとこでございます。

以上でございます。

〇西山清則議員

パークゴルフ場のことをさっき言われましたので、パークゴルフを先にいきたいと思いますけれども、協会の方は、このチラシ、パークゴルフ場練習会、こういったものを県内の協会の方に配って、そして白石町にもできましたので来てくださいということを努力されております。だから、そういったことをやって、町外から538人ですかね、来られたと思いますけれども、こういったことをしながら人を集めている、そういう努力をされております。ただ単に町内の方527人、町外から538人と言われていますけれども、こういった努力が実ってそれだけの方も来ているのかなと思っております。だから、こういったことも協会の方に頼らなくてもっとやっていただきたいなと思っております。

それと、今できておりますけれども、あれだけ金をかけておられる中で、もう少しスペースがあるはずなんですけども、使ってないゲートボール場、そしてまたひだまり館の前の辺とか、もう少しあいてるとこがあったと思うんですけども、なぜそこま

で広げられなかったのかですね。同じ金をかけるならばそこまでやって、もう少し難しくやれば、公認でもできれば、ここの白石のパークゴルフ場で出た数をほかのところでも使えると思っておりますけども、なぜそこまで広げることができなかったのか伺いたいと思います。

〇千布一夫生涯学習課長

まず、先ほどの白石町のパークゴルフ協会の方のお話でございます。パークゴルフ協会の方には、施設をつくった後からずっと施設の芝のこととかいろんなことについて御相談をしておりまして、いろんなアイデア等を出していただいております。それから、先ほどチラシのほうを見せていただきましたけど、町外、県外の方のほうにPRをしていただいて大変感謝をしているとこでございます。これからも協会のほうとしっかり協議を行いながら、連携、協力をしながら、パークゴルフをもっとたくさんの方に使っていただくように私たちも努力をしていきたいと思います。

それから、先ほどのパークゴルフ場の施設の大きさのことですかね、もう少し広げて公認でもできるようなコースにできなかったのかという御質問でございますが、ひだまり館前の部分、確かに少しあいてる部分がありますが、そこの部分を仮に使ったとしても18ホールにするのはスペース的にはできなかったんじゃないかというふうに思っております。18ホール化につきましては、今のところ将来的な課題として受けとめてるとこでございます。まずは、今現在の9ホールの施設の中でたくさんの方に来てもらえるようなゴルフ場にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇西山清則議員

パークゴルフのことは次回にまた話したいと思います。

女子プロ野球選手に本町出身の大串桃香選手がおられます。8月31日にみゆき球場でオランダのチームとの練習試合でも投げられておりますけれども、また県内初開催となる女子プロ野球大会が9月3、4日と唐津球場でありました。その前の事前のPRにも来ておられましたけれども、また11月に全日本大学9ブロック対抗準硬式野球大会が鹿島、嬉野、伊万里で開催されました。北海道から沖縄まで9ブロックに分かれていますので、北海道地区とか東北地区とかずっとありましたけれども、そういう方が多く集まられてきておりました。施設があれば我が町にも呼ぶことができるのじゃないかなと思っております。嬉野と鹿島は、大学の合宿等を勧誘して多くの人が集まってきております。そういった方を呼ぶためにも立派な施設が必要じゃないかなと思っております。

もう時間がありませんので、最後に町長に聞きたいと思いますけども、白石町の将来像について各担当課長にお聞きしましたけれども、町長として課長の答弁を聞いてどのように思われたのか。人口が減っている中、白石町をどのように持っていくのか、人を呼ぶにはどうすればよいのか、満足のいく答弁だったのでしょうか。金がかかるもの、かからないもの、これは白石町をよくするための先行投資であると思っております。職員のやる気を出せばよくなると思っておりますけども、町長の答えをお聞き

したいと思います。

〇田島健一町長

西山議員のほうからの質問では、本町が進むべき将来につきまして、農業の分野、 観光またスポーツなどいろいろな面からの御示唆をいただいたということに、まこと にありがとうございました。

これまで各課長が答弁を申し上げましたが、これを総括することになりますけれども、私は平成26年度に第2次の総合計画を策定するときに意識いたしましたのが、総合計画の基本計画の冒頭にも記載されております、人口減少を悲観することなく現実として受けとめ、子育て支援や定住促進などの施策によりましてなるべく人口減少のスピードを緩め、歯どめをかけることに努めるということでございました。当時、いわゆる増田レポートによります本町も消滅可能性都市というありがたくない名前をいただいたところでございますけれども、一番心配したのが、このことにより町民の皆さんが心配したり沈滞ムードになってしまうのではないかということでございました。そういうことを払拭するために、県内で初めての取り組みとして町職員から成る白石町人口将来問題プロジェクト会議というものを設置いたしまして、平成27年度からは子育て支援の充実などを打ち出してまいりました。

今後は、総合計画の推進はもちろんでございますが、定住や町の活気について考えますと、地方でも十分暮らしていけるように、地域で稼げて地域でお金が回るように、究極的には町民所得の向上ということを意識していかなければならないと思います。そのためには、農業を初めとした産業の支援や基盤整備、雇用の確保、町の魅力化などを視野に、現在実施しております白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の深化も含めまして、より一層推進していくことが重要というふうに思います。

これと並行いたしまして、これからの行政運営で重要なものは、いかに多くの町民の皆様の参画を促していくかということでございます。総合計画の第6章は、参加と協働で築く町民主体の町でございます。いろんな意見をいただき、いただくばかりではなく、子供から大人までの老若男女、自分自身のこととして捉え、まちづくりを担ってもらい、白石町での笑顔で元気に暮らせる豊かなまちづくりにつなげていければというふうに思ってるところでございます。

一例を申し上げと、今年度は国土利用計画を策定しておりますが、プロの進行役であるファシリテーターにお願いして、各小学校区単位で中学生も含めましていろんな人に参加してもらいまして、話しやすい雰囲気の中でたくさんの意見を出し合って対話をしていただきました。本町では初めての取り組みでございましたけども、こういうことがこれからも拡大していき、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも掲げております地域づくり協議会の設立などにもつながり、まちづくりや地域の核になることを期待しているところでございます。

西山議員が先ほどから御示唆いただきました中には、人というのと土地というものがあったかというふうに思います。いずれにいたしましても、現在の白石町政の屋台骨とも申すべきであります白石町第2次の総合計画、また白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略にのっとりまして、総合計画の基本理念であります「人と大地がうるお

い輝く豊穣のまち」に向けて進んでまいりたいと思ってるところでございます。先ほど来、課長が答弁申し上げましたとと同じ方向だというふうに認識をしてるところでございます。

以上です。

〇白武 悟議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

11時48分 休憩 13時15分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

〇秀島和善議員

私は、6点にわたって町長や教育長にお尋ねをします。第1点が、介護保険料の引 き下げをしていくべきじゃないかということです。第2点目に、国民健康保険税の1 世帯1万円の引き下げを実現すべきであるということ。3点目には、町民から高い水 道料金がもっと引き下がらないかという要望が多数寄せられています。このことにつ いても町長にお尋ねをします。5点目に、教職員の多忙化の解消を実施すべきではな いかということを求めています。最後に、11月8日に試験飛行が行われましたオスプ レイの佐賀空港への問題について、町長に今後の考え方についてお尋ねをいたします。 まず、第1項目めです。私たちは、10月から、町民に対して、あなたの声が生かさ れる政治へ、町民アンケートに御協力くださいということで、表裏で町民アンケート を実施しました。この町民アンケートに多く寄せられた声を紹介しておきます。暮ら しの中で政治に力を入れてほしいことは何ですかということで問いをしましたら、第 1位に一番多かったのが、高い介護保険料が利用料の軽減、免除をというのが第1位 でした。第2位には、国保税の引き下げが第2位でした。第3位が水道料金の引き下 げと。ベストスリーがこのような項目でありましたので、私は本議会でこの町民の声 を届けながら町長に考え方を、またぜひ町民の要望が実現できるような答弁をお願い したいと思います。

まず、第1点目です。介護保険料の引き下げをということで、町民アンケートで要望が一番多かったものが介護保険料引き下げでありました。平成29年度に改定時期になりますけれども、現在の決算状況から分析して、その見通しはどのように論議されてるのかお尋ねしたいと思います。

〇矢川又弘長寿社会課長

介護保険料の引き下げをということで、今どのような論議がされてるかということなんですけども、提出されました、済みません、済みの資料につきましてちょっと説明をさせていただきます。

資料要求は創設時からということでお話をいただいておりましたけども、杵藤地区 介護保険事務所の文書の保存年限が5年間ということで、5年分の、済みません、資 料を提出させていただいております。

御存じのとおり、介護保険料、あらかじめ年金からの天引きをされます特別徴収の 方法と、それから年度途中で65歳になられた方や年金の額が18万円を超えない方、そ れから他市町から転入された方、その他の理由で納付書でお支払いをお願いする2つ の方法があります。今回お出ししております資料は、普通徴収にかかわるものであり ます。

それでは、先ほどのどのような議論がされてるかということでお答えをしたいと思います。

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、16年が経過しております。我が国の高齢化は依然として急速に進んでおりまして、杵藤地区における高齢化率も制度スタート時の22.48%から平成28年10月末時点で30.38%と、年々高齢化が進んでおります。また、高齢者の要支援、要介護の認定者数も、制度スタート時の4,758人から平成28年10月時点で9,957人と2倍以上となっております。これは、今後もふえ続けるということで予測がされております。

平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画の中で第7期の介護保険料は決定されることとなっておりますけども、国及び保険者が有する要因が介護保険料の算定に大きく影響を及ぼします。国の要因としましては、1つ目に第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率、現行は1号保険者が22%、2号保険者が28%となっております。2点目としまして介護報酬の改定、3番目としまして第1号介護保険料の標準段階の見直し、現行は9段階となっております。4番目に、新しい総合事業など、新たな事業の取り組みの創設がある場合などがあります。

次に、保険者の主な要因としましては、第1号保険者の増加、2点目に認定者数の増加や居住系施設の増床に伴います給付費の伸びであります。杵藤地区介護保険事務所に進行状況を確認いたしましたところ、保険者の要因につきましては、これまでの決算状況から分析し、推計のある程度は可能ということでありますけども、国の要因が未確定で今後通知されることとなっており、介護保険料の見通しにつきましては現在お答えできる状況にありません。

高齢化の進行に伴い、介護給付費の増大や認知症高齢者対策、施設入所待機者の増加、団塊の世代が75歳以上となられる2025年問題などの各種問題もこれまで以上に増加することが想定されますが、高齢者の方々が要介護状態となってもそれぞれの人が尊厳を保持し、その有する能力に応じた生活を営むことができますよう、また住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられますよう環境整備を図るために、現在、構成市町、介護保険事業所、医師会などと連携しまして論議を進めているとこであります。

以上であります。

〇秀島和善議員

町民アンケートは、10月から町民アンケートを配布して先週までアンケートが寄せられてきましたけれども、135通アンケートが返ってまいりました。その中の1通を紹介いたします。

男性の方ですけれども、67歳です。有明東小学校区の方ですけれども、私は夫婦で 農業を経営しています。孫2人は扶養に入っていますが、扶養控除にはなりません。 2人だけですので所得税はそれほどでもないですが、それにつれても国保税や町民税、 介護保険料がものすごく高いのではないでしょうか、よろしくお願いしますという、 お困り事も自由にお書きくださいという欄に掲載してありました。

まず、先ほど担当課長より説明がありましたけれども、この資料の内容について説明をお願いしたいところですけれども、介護保険料滞納者の数及び滞納額の推移ということで、この資料を見ますと、第4期の22年度88人を100としますと第6期27年度が120人ということで、約4割以上、4割強ふえています。また、滞納額が237万6,243円から第6期が27年度468万5,219円ということで、第4期の22年度を100としましたら196%ということで倍近くふえてます。このように、介護保険料の滞納の生活の実態はどのように窓口として把握されてるのでしょうか。

〇矢川又弘長寿社会課長

町内の保険者の状況ということでありますけども、提出をいたしました表でありますけども、今御指摘をいただきましたとおり、27年度には120人、465万8,219円となっております。今、お話しいただきましたように、この中には確かに特別徴収ができない無年金者の方並びに年金担保融資者の方もいらっしゃると思っております。その方たちには、介護保険事務所では相談に応じるということで、個別の相談をお受けしておりますと。

今回、27年度に増加した数値の要因としましては、先ほどお話をしました要因もありますけども、団塊の世代の方が白石町でも65歳に突入をされております。それで、先ほどお話をしましたように普通徴収の方の中には、年度途中に65歳に到達された方は普通徴収となります。特に、27年度につきましては前期高齢者、65歳以上75歳未満の方なんですけども、対前年度比130人と増加をいたしております。65歳の方には説明会というのを行うわけなんですけども、お見えにならない方で、65歳になると年金から自動的に引き落としをされるということで、郵送されている納付書を見落とされてるケースもあると聞いております。ということもありますので、経済的な理由の方と、それから団塊の世代によりまして人数が多くなったということの2つの原因が考えられております。

先ほど申しました経済的に厳しい方には納付相談を行うと。それと、低所得者の高齢者の保険料の軽減が見直されております。第1号被保険者につきましては給付費の5割の公費とは別に公費が投入されることになりました。平成27年4月から、市町村民税非課税の方、第1段階から第3段階までの方なんですけども、現行は基準額の0.5から0.45に引き下げられております。それとまた、消費税が10%に実施された場合につきましては、第1段階の方が前述の0.45からさらに引き下げられまして0.3と。第2段階の方は現行の0.75から0.5、第3段階の方は現行の0.75から0.7にそれぞれ引

き下げる措置が予定をされております。納付の方法につきましては、介護保険事務所と打ち合わせを行っておりまして、各世帯の実情に合わせて納付相談を受けるようにということでお話をしております。

以上であります。

〇秀島和善議員

関連して担当課長にお尋ねしますけれども、無年金の方や低所得の方たちの相談というのは具体的に何件相談があってるのでしょうか。

〇矢川又弘長寿社会課長

済みません、直接の相談窓口が杵藤介護保険事務所ですので、現在、相談件数は持ち合わせておりません。

以上であります。

〇秀島和善議員

町長にお尋ねします。

先ほど来、担当課長から、2025年問題や今後介護保険制度を利用する高齢者が急増していくということなど情勢が説明なされましたけれども、それにしても、先ほど申しましたけれども、第6期の27年度が滞納者が120名と、金額にして470万円近い滞納がふえてます。このように状況を見たときに、やはり行政として介護保険税の一般会計の繰り入れをふやしていくことが今必要じゃないかと思いますけれども、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

〇田島健一町長

介護保険料の一般会計からの繰り入れというような御質問でございます。先ほど来、 課長も答弁申し上げておりますように、年々高齢化率も上がってきておりますし、滞 納者の数もふえてるようでございますけれども、これについては杵藤広域圏の中でも いろいろと議論がなされてるところでございます。そういった中において、白石町だ けが云々ということでもないわけでございまして、これからはいろんな機会を捉えて 議論がなされると思います。保険料の見通しについても、先ほどのお答えのように現 時点の段階ではお答えできるような状況でもございませんし、議論は議論で進めてま いりたいというふうに思うところでございます。

〇秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

保険証の未交付実態、また短期保険証の実態は、そして3点目に、財産の差し押さ えということがなされてる実態がありましたら紹介してください。

〇矢川又弘長寿社会課長

済みません、私たち相談をお受けすることはございますけども、実際の差し押さえ

とかの件数につきましては介護保険事務所が実務を行っております。現在のところ、 その数値を持ち合わせておりません。申しわけありません。

〇秀島和善議員

確かに、鹿島の広域圏での介護保険組合の窓口だということは認識しておりますけれども、しかしこれだけ滞納世帯がふえる、滞納金額がふえてくるという中で、おそらく年金は毎年引き下げられてる実態です。そういう中での皆さんの仕事の実務が進んでいかないといけませんので、ぜひ担当課長も、未交付の実態や短期保険証の状況、また財産差し押さえの状況などつかんだ上で、町民の暮らしぶりがどういう状況にあるのかをしっかりとつかんでいただきたい旨強調し、次の項目に移らせていただきます。

続いては、国民健康保険税の問題です。国民健康保険税を、私は1世帯1万円の引き下げを実現していくべきだと町長に提案しております。(1)として、町はこれまで国保会計の赤字を住民負担で解決してきたが、長引く不況の中で所得も減り、年金も引き下げられる状況で、町民負担は限界に近づいてきてます。高い国保税は払いたくても払えない、払えないと保険証がもらえない、また財産の差し押さえが行われるなど、異常な事態が続いています。国保の赤字分を住民負担にするのではなく、一般財源を繰り入れて賄うように求めています。

まず最初に、先ほど申しましたけれども、滞納世帯の保険証がもらえてないと、未 交付の実態、また短期保険証の実態、また財産の差し押さえの実態はどのように把握 されてるのでしょうか、担当課長にお尋ねします。

〇門田和昭住民課長

まず、8月1日現在の国民健康保険の資格者証及び短期証の交付状況というふうなことで紹介させていただきます。

平成28年度8月1日現在で、国民健康保険資格者証の交付が5件、5世帯ですね、 それから短期被保険者証の交付世帯数が195件というふうなことになっております。 差し押さえの件数につきましては、一応集合でということで、国民健康保険税徴収と 一緒にやっていただいておりますので、私のほうでは把握をしていない状況でございます。

〇秀島和善議員

担当課長に、先ほどの説明の中でよく理解できなかったことがありましたので。5 世帯というのは何をもって5世帯と言ってらっしゃるんでしょうかね。最初に、先ほど答弁の中で5世帯とおっしゃいましたけれども。資格証明書ですか。(「そうです」と呼ぶ者あり)資格証明書。(「はい」と呼ぶ者あり)保険証じゃなくて資格証明書が5世帯ということですね。

税務課長にお尋ねします。

先ほどの差し押さえについての実態は把握されてるんでしょうか。

〇木下信博税務課長

国保税に係る差し押さえの実態という御質問でございまして、平成28年度における 滞納処分の実績のほうをお答えいたしますけど、件数につきましては、集合徴収とい う方法で取っておりますので、町税を含むものということで御理解していただきたい と思います。

27年度の差し押さえの件数でございますけど、全部で296件の差し押さえを行っております。そのうち国民健康保険税の分で申し上げますと、差し押さえをした額が本税で862万5,149円、延滞金で14万2,297円、督促手数料として10万4,700円の差し押さえで税のほうに充当をしたものでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

住民課長にお尋ねします。

資料要求で2点住民課から出していただいてますので、この資料の特徴、また本町における佐賀県内での位置づけなど、どのように分析をなされているのかお尋ねしたいと思います。

〇門田和昭住民課長

では、まず、秀島議員のほうから資料請求があっております県内市町ごとの世帯数、 保険税の調定額、基金保有額というふうなことで言われてますが、そちらのほうから 説明をさせていただきたいと思います。

まず、白石町でいきたいと思いますが、世帯数が3,513件、被保険者の総数が7,015件ということになっております。調定額の医療分、後期分、介護分、合計いたしまして8億7,801万2,000円というふうになっております。基金等の保有額につきましては、299万1,570円というふうになっております。

しかし、ここで注意していただきたいことが、白石町の基金額は国民健康保険給付費支払準備基金が19万9,500円、それから高額療養費の資金貸付基金が300万円というふうなことで、基金自体は319万9,500円ございます。ここでの299万1,570円は、平成27年度末に20万8,000円の貸付金がございましたので、そういうことでこの金額になってるところでございます。

それから、2番目の資料請求といたしまして県内市町ごとの滞納世帯数と額という ふうなことですが、滞納世帯数につきましては県が公表をしておりませんので、滞納 世帯数につきましては載せておりません。それで、1人当たりの未収額になりますと 白石町では1万3,617円というふうになり、県内では低いほうから4番目というふう なことになっておる状況です。

以上です。

〇秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

保険証の未交付が5世帯、また短期保険証が195世帯ということで答弁がありまし

たけれども、このうち小学生や中学生、高校生など児童がいる世帯は何名でしょうか。

〇門田和昭住民課長

国民健康保険資格者証につきましては、平成28年度につきましてはゼロです。短期 被保険者証につきましては50世帯というふうになっております。 以上です。

〇秀島和善議員

企画財政課長にお尋ねします。

私は常々、町民の暮らしぶりを考えると、高い国保税が払いたくても払えないという声は一年一年多くなってると思います。そういう点で、財政調整積立基金の活用をこの議会でも何度となく取り上げてまいりました。現在の財政調整積立基金の総額は幾らになってるのか、またその運用に当たって国保会計に繰り入れ、1世帯1万円の引き下げを実施するということに当たっての考え方をお聞きしたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

まず、財政調整基金、28年度の見込み額ということで御報告、27年度末、28年5月 末の状況でございます。金額といたしまして25億4,179万3,000円でございます。

次に、国保税への充当というお話でございますが、国保会計と申しますのは、元来、国保税をもとに採算をとっていただく会計だという認識を持っております。一般会計からの繰り入れということについては、原則として必要な額は必要な国保で取っていただく、これが本来の原則だと考えております。ただ、今、国保会計のほうにも一般会計から既に8,000万円の繰り入れはいたしております。方針として言いますと、本来は国保税での運営と。それともう一点ありますのが、県のほうで国保会計の合併という話がなっております。こういった点からいきますと、将来、今時点だけでの繰り入れが本来妥当であるのか、合併した後の国保税がどうなるのかといったところも非常に関題になるのではなかろうかと思っております。よって、本町のみでの判断では非常に難しい点があるかと考えております。

以上でございます。

〇秀島和善議員

先ごろ、2016年度自治体キャラバンの自治体アンケートというものが、キャラバンを実行した団体から白石町の社会保障、社会福祉にわたってのアンケートが取り組まれました。手元にそのアンケートをいただきましたけれども、白石町は国保会計に2011年度一般会計からの繰り入れとして1億2,522万3,000円、2012年度1億2,400万円、2013年度2億円、2014年度1億3,000万円、2015年度1億8,000万円からの繰り入れを行っています。これは執行部から出された資料ですので間違いないと思います。

そこで、私は改めて町長にお聞きしたいんですけれども、先ほど企画財政課長から 国保の統合化という言葉で県一本化に向けての取り組みが紹介されましたけれども、 私は県一本化になる中で本町の国保税が引き下げられていくとは思いません。市町村、 各県下実態を見たときに、例えば住民課長から資料が出されましたけれども、佐賀市や唐津市、鳥栖市などの未収額というのは膨大になっています。こういう中で、一本化を待つよりも、私はぜひ来年度1万円の引き下げに向けて財政調整積立基金の繰り入れを実施すべきだと考えてますけれども、町長の認識はいかがでしょうか。

〇田島健一町長

秀島議員から大きく2つ御質問があったというふうに思います。一つは、一本化、 広域化の話がございました。30年度を目途に、広域化ということで今議論をさせてい ただいております。まずは広域化をして、その後、一本化についてはまだ明確じゃな いですけども、広域化をした上で、また議論をしながら、10年後ぐらいに最終的に一 本化になっていくのかなというようなことでございまして、まずは広域化、広域化を した後に一本化ということでございます。だから、一本化というのは佐賀県を一つに してしまう、しかしながら広域化というのは、県一個でするけども中身はばらばらと いうことで広域化という表現でございます。これを今議論をしてるところでございま して、なかなか、各市町でそれぞれ率であるとか一般会計からの繰り入れとか違いま すので、それを今内部でいろいろと議論をさせていただいてるところでございます。

それと、一般会計からの繰り入れの話でございますけども、先ほど企画財政課長も申し上げましたとおり、国民健康保険は、これはあくまでも国民健康保険だけで採算をとらないかん。ほかの社会保険等との話もありますので、これを国民健康保険だけに一財を全部入れていくとか1万円下げていくというふうになりますと、保険の中で国民健康保険だけじゃございませんので、ほかとのつり合いがとれなくなってしまうおそれがあります。そういうことからして、慎重に、皆さんたちの理解が得られるような形にしていかなければいけないというふうに思うところでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、(2)で国保の県一本化が住民負担の軽減につながる根拠があるのかお尋ねしたいと思います。県独自の助成をふやすことこそ今必要じゃないかと思いますけれども、担当課長、現在県の助成はどの程度になってるのでしょうか。そして、広域化、そしてその10年後に一本化という言い方で町長から答弁がありましたけれども、広域化ということは、現在の税率はそのままにし、また滞納額も現状のままと。そして、保険税も各国保運営委員会で論議され、この議会で決定するという形で広域化というのを考えていいんでしょうか。

〇門田和昭住民課長

まず、広域化の目的は、保険税の伸び幅の抑制、赤字の解消、財政運営の安定化を 図ることが目的であり、保険税の負担の軽減が目的ではありません。そういうことで、 今さっき町長からも説明がありましたように、広域化というのは県が主体をすると、 県の一本化というのは保険税率等も県一本にまとめていくというふうなことですけど も、先ほど町長が申しましたとおり、単一化についてはもうしばらく検討の余地があ るというふうなことで言われております。

それから、県からの助成の状況というふうなことですが、今、県からの助成につきましては負担金の分だけ財政の支援があっております。ただ、今回の広域化に関する特別な融資を、支援をするというふうなことはないと思われます。

それから、1つ、先ほど秀島議員のほうから保険者証の未交付というふうなことで 言われておりましたけども、資格者証を交付をしておりますので、御理解のほうをよ ろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇秀島和善議員

町長にお尋ねします。

3項目めです。3項目めに、国の負担割合が長期にわたって減らされてきました。このことは町長も御承知だと思います。私は、これをもとに戻すことが根本的な解決であるというふうに認識してます。町は、その世論を高め、国への働きかけを強めることを求めます。また、高い薬価、高い検査料も改善できるように働きかけを求めていくべきだと思いますけれども、町長はこの間の国の各国保に対する助成のあり方についてどのように認識をされてるのでしょうか。

〇門田和昭住民課長

国の負担割合が長期にわたって減らされてきたため、これをもとに戻すことが解決策だとの御意見ですが、数年前、全国知事会がこのような要望をされております。その当時は国民健康保険事業のみが厳しい財政事情だったと思います。しかし、今のほかのほとんどの医療保険も財政的に厳しい状態であると言われています。昨年末からの高額なC型肝炎の治療薬もその一つの要因と言われております。

先月19日、地方六団体及び国民健康保険関係3団体による国保制度改善強化全国大会が開催され、まず後期高齢者支援金補助から回される1,700億円を含めた平成29年度からの3,400億円の確実な公費投入等を、要望活動が今なされている状況です。先ほどの薬価につきましては昨年、C型肝炎の分につきましてはことしの4月から30%強安くなってる状況です。そういうふうに、薬価についても随時検討をしていくというふうなことで見直されている状況でございます。

以上です。

〇秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、ここ20年にわたってさかのぼったときに、国が一番各市町村の国保財政に補助を多く出した金額は幾らだと認識をされてるのでしょうかね。

〇門田和昭住民課長

はっきりした数字はお答えできませんが、私の記憶によりますと四十四、五%の助成があっていたのではないかなというふうに思っております。

以上です。

〇秀島和善議員

私の認識も課長の認識と一緒です。44%、国からの交付金が国保会計に入っていた のが実情です。現在は、その交付金がどれだけ減らされているのでしょうか。

〇門田和昭住民課長

32%が今国の負担ではないかなと、はっきりした数字はわかりませんが、32%だと記憶しているところです。

以上です。

〇秀島和善議員

町長にお尋ねします。

確かに、各地方の一般会計の財政も厳しいものもあります。しかし、改めて、何度 も強調するようですけれども、私は財政調整積立基金の運用ということでは、25億円 から財政調整積立基金は現在基金として積み立てられています。この基金の運用をぜ ひ図っていただきたいということとあわせて、国に対して一番多く各市町村国保に交 付されたのが44%近く交付されていた時期ありました。そこに戻していけば、町民負 担をふやす必要ありません。ぜひ、そのことを声を大にして要望していただきたいと 思います。町長、いかがでしょうか。

〇田島健一町長

先ほど、担当課長がお答えをいたしましたけども、11月19日に全国大会も開催されております。その中においても、地方公共団体の6団体とか国民健康保険の関係団体3団体、一緒になって要望活動をやってきたわけでございまして、これを1つの町、1つの町ということじゃなくて団体で国に対して一生懸命働きかけをしていきたいというふうに思うところでございます。これについても私も参加をいたしたわけでございますけれども、県の国保連合会ではあっても逐次、この全国大会のみならずいろんな機会捉えて活動していただいておりますので、これが国のほうが理解を示してくれればいいなというふうに思ってるところでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

引き続き国や県に対して各市町村の国保への繰り入れを増加するように運動を今以上に強めていただきたいことをお願いし、次の項目に移らせていただきます。

続いて、町民アンケートで3番目に寄せられたのが水道料金が高いということです。 通告では、白石町の水道料金は、近隣市町と比べて5トン、10トン未満の基本料金は 1.2倍から1.7倍の高料金となっています。また、白石町は、佐賀西部広域水道企業団 から責任水量の負担額として年間2億6,746万円で購入しています。しかし、本町が 使用してるのは約46%と、約半分の状況です。したがって、町は1億3,000万円の過 剰な負担をしています。よって、水道料金の引き下げのため、責任水量の見直しを実施するように求めてまいりたいと思います。

私たちは、共産党として、先日11月30日に、佐賀西部広域水道企業団企業長の秀島 龍介氏に対して同じような内容で引き下げについての申し入れを行いました。まず、 担当課長にお尋ねしますけれども、白石町だけではなく他の市町村も、責任水量のあ り方はこのように半分程度しか実際に使っていないのに責任水量として購入してるの か、その実態はどのようになってるのでしょうか、担当課長にお尋ねします。

〇喜多忠則水道課長

先ほど、責任水量のことで、近隣の市町の責任水量の実態ということでの答弁をさせていただきます。

まずは、白石町については先ほど46%ということで言われておりますが、これはうちの把握では51.9%ということで把握をしております。これは平成27年度の数字です。近隣の市町、西部広域水道企業団の構成団体の中で一番多いのが、西佐賀水道企業団さんが96.6%という数字でございます。それで、一番少ないところが、大町町さんが44.2%という責任水量の割合ということになっております。

以上です。

〇秀島和善議員

そうしますと、課長、責任水量を見直していくということで、今、組織の統合という問題が企業団の中で論議されていますけれども、その統合というものはどのように 考えられているのでしょうか。

〇喜多忠則水道課長

現在、平成27年10月に協議会が発足されております。今現在、各市町の課長段階でそういった議論を進めておるところです。まだ議論を進めている中で、詳細についてまではここで公表はできませんが、基本的には責任水量についても、仮に統合した場合においては責任水量という言葉がなくなるということで解釈をしております、あくまでも配分水量ということでですね。そういうことで理解をしております。

ちなみに、ここで御紹介をさせていただきますが、今度の責任水量という言葉で、ことし1月に町の責任水量が1万269トンと、1日当たりですね。1日最大の排水量のことで、いわば1日で使うことのできる限度数量でございます。平成28年1月24日から25日にかけての大寒波によって、各市町では管割れなどにより漏水が各所で発生しております。白石町においても例外ではございませんでした。それで、1日の最大排水量は平成28年1月26日に白石町においては1万89トンとなり、責任水量の1万269トンにかなり近づきましたということで、おかげさまで本町は責任水量の範囲内により給水制限や断水制限を行うこともなく、事なきを得ております。近隣の市町では一時的に断水や給水制限も行われたと聞いております。

以上です。

〇秀島和善議員

課長にお尋ねします。

平成27年度の白石町水道事業の剰余金は、27年4月1日から28年3月31日までの期間の剰余金は現在どのような数字になってるのでしょうか。

〇喜多忠則水道課長

現在、手元にはございませんが、剰余金については建設に使う積立金とか地方債、 起債を返すための積み立てということで、こういったものを合わせまして約10億円の 剰余金があります。

〇秀島和善議員

町長にこのことでもう一度お尋ねしますけれども、平成27年度末での剰余金が11億円からあります。建設費などにも当然投資されるべきものでしょうけれども、11億円からの剰余金を活用して水道料金を少しでも引き下げていくというお考えはないでしょうか。

〇田島健一町長

剰余金の11億円を今のうちに、今のうちにと言ったら語弊ありますけども、料金値下げであるとか施設整備等々に使うべきじゃないかというような御質問かというふうに思います。水道会計と申しますのは、特別会計ということで水道だけで会計を行ってるわけでございまして、剰余金があるからといって一気に使ってしまうというのはいかがなもんかなというふうに思います。これまで西部広域水道企業団からの用水供給をいただきながら白石町の旧白石、旧有明地域においては水道供給を行ってるという状況からして、これを今、白石町においても、また福富地域においては西佐賀水道からのものもございます。そういったことから、私ども白石町だけは2つあるということもございますので、なかなか厳しいところもあるかなというふうに思います。

しかしながら、水道料金、単年度単年度で剰余金を使うということではなくて、水道料金の値下げということについては、また先ほど課長が言いましたようにこれから合併の話が出てまいりますので、それまで何もしないということではなくて、何か検討することも出てくるんじゃないかなという思いはいたします。それについても、白石町内の大きく言って2つのエリア、西佐賀水道と西部広域ですね、そういった利用者の皆さんや、またいろんな議会の皆さん等々との御理解もいただきながら行っていくべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

〇秀島和善議員

今後、組織の統合に向けて、私はぜひ水道料金を一部分でも引き下げていくということで論議がなされていくことを期待し、また要望し、次の項目に移らせていただきます。

教育長にお尋ねしますけれども、現在、国会でも、家計の苦しい家庭の大学生らを

対象とした返還不要の給付型の奨学金制度について論議がなされています。私は、町の施策として給付型の奨学金制度、本町では奨学金制度というよりも育英資金制度と言っていいかと思いますけれども、これを創設するにはどれだけの予算が必要となるのかをまずお尋ねしたいと思います。

〇松尾裕哉学校教育課長

私のほうから答弁をさせていただきます。

給付型にした場合の予算額についてということでございますけど、今、本町におきましては貸し付けということでしておりますが、予算額についてということでございますが、どのような制度設計をするかということで大きく変わっていくのではないかというふうに思います。例えば、対象者をひとり親家庭にするかとか、所得制限を設けるのかとか、卒業後、町内に住所を置く者に限るかというようなことの制約を設けるとかということで大分変わってくると思いますので、私どもがしております貸付型の内容によって予算額が幾らになるかというのは現在わからないところでございます。

〇秀島和善議員

資料要求をしておりましたので、この資料の説明をお願いいたします。

〇松尾裕哉学校教育課長

資料の説明をさせていただきます。

白石町の育英資金につきましては、高等学校以上の就学希望者に貸し付けをしております。貸付額は、大学生、短大生が1年間に36万円、専門学校生、高等学校生が1年間に18万円でございます。償還は、卒業後1年据え置きの10年以内に返還するということにしております。この育英資金につきましては、基金として運用をさせていただいております。この基金の運用状況につきまして、提出いたしました資料をもとに説明をさせていただきます。

合併後の基金の運用状況でございますが、合併当初は1億円を基金として運用させていただいておりました。平成17年度から平成23年度までは、貸付額が1,300万円から1,500万円台で推移をいたしております。また、償還額が1,000万円から1,200万円台で推移し、貸付額を下回っているところです。平成22年度末に通帳残高が約1,000万円まで減少いたしましたので、平成23年度末に2,000万円を基金に繰り入れ、現在、1億2,000万円を基金として運用をさせていただいております。平成24年度からは貸付額が少しずつ減少いたしまして、1,000万円を切るようになりました。また、償還額は1,000万円から1,300万円台と余り変わりなく推移をいたしておりますが、貸付額が減少傾向にあるため、通帳残高が平成27年度末現在で3,994万3,100円となっております。

現在の貸付状況でございますが、短大生1名、大学生23名、大学院生1名で、合計25名の方に約900万円を貸し付けておりまして、昨年度より貸付額が若干増加しているところでございます。

以上でございます。

〇秀島和善議員

教育長に考え方をお尋ねします。

各家庭の厳しい生活は年々大きくなってると思います。世界的にも、トランプ現象 じゃありませんけれども、所得の格差が教育の格差につながっているということが今 の特徴じゃないかと思いますけれども、そう考えたときに、今後、白石町としても高 校生以上の生徒たちに、子供たちに、未来を担う、白石町そして社会を築いていく若 い青年を、所得の格差が教育の格差につながらないように給付型の育英資金の運用を 考えてみてはどうかと思いますけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

〇北村喜久次教育長

経済的な理由により学びの選択肢が狭まったり、あるいは門戸が狭くなったりというのは非常に心苦しいところがあります。そういったところにできるだけ公的な支援をとおっしゃることは十分わかります。

先ほどから議論になってます給付型の奨学金については、国のほうも3万円という ふうなことで動きが出ておりますし、都、県あるいは区等も実施が既に始められてお るところもあります。市町についても実施をしてるところもあるようです。ただ、や っぱり多額の運用資金が必要ですので、寄附金等を活用した運用をなされておるのが 出始めております。本町としてもそういった措置ができればいいと思うんですけども、 現状ではなかなか財政の裏打ちがございません。現在のところ、先ほど課長が申しま したようなシステムで運用をしておりますけども、当面、先ほど申しましたように、 子供たちが町民の皆さんの税金を責任を持って活用させていただく、そのことをしっ かりと後輩に受け継ぐというふうな現行の制度をできるだけ活用してもらうように進 めてまいりたいと思います。給付型については条件がそろってからの検討ということ になるかと思っております。

〇秀島和善議員

教育課長にお尋ねします。

白石町の例規集の1ですけれども、白石町育英資金貸付条例というところの第6条の返還ということで、このように掲載してあります。育英資金の貸し付けを受けた者は、卒業した月の翌月から起算して1年を経過したときから10年以内に年賦または半年賦で返還しなければならないと、ただし希望により繰り上げて返還することができるというふうに掲載してあります。また、第7条で返還猶予ということで、進学、疾病、その他特別の事由により育英資金の返還が著しく困難な者については返還を猶予することができると。第8条、返還免除、育英学生の卒業成績が特に優秀であると認められるときは、育英資金の一部の返還を免除することができるということであります。お尋ねしたいのは、第7条や第8条に該当する実態はあるんでしょうか。

〇松尾裕哉学校教育課長

まず、第7条でございます。返還猶予でございますが、これ平成28年4月1日現在

の数字でございますが、償還猶予者につきましては1名でございます。それから、第 8条の返還免除者につきましては該当者は今のとこあっておりません。

〇秀島和善議員

私は、これから白石町の未来を考えたときに、子供が減っていく、しかし所得の格差で教育の機会均等まで奪われるようなまちづくりにしてはならないと思います。先ほど、現在育英資金を活用してるのが短大生で1名、大学生で23人、大学院で1名ということでしたけれども、大いに白石町では給付型の育英資金を活用してるよということで、子供たちが大学や大学院に進んで幅広く専門的な分野で学べるような、そういう教育のあり方について白石町の目的をしっかり位置づけるべきではないかということを強調し、5項目めに移らせていただきます。

教職員の多忙化の解消をということで、11月12日の佐賀新聞には、教員12%過労死ライン、現場の多忙化浮き彫りと大きな見出しで、佐賀県内の教員のうち、過労死ラインとされる月80時間以上の時間外勤務をしたのは2015年度1,012人に上り、全体の約12%を占めることがわかりました。本町での実態はどうなってるのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

〇石橋佳樹主任指導主事

失礼します。このお尋ねについては私のほうから回答させてください。

今年度、白石町内県費職員194名ですが、そのうち小学校が130名、中学校64名について、4月から10月、これまでの7箇月間で月80時間以上の時間外勤務を1回でも行ったことがある教員について各学校への照会を行いました。その結果、全体でいいますと194名中26名が1回以上あるという結果でございました。これを割合でいうと13.4%となり、新聞報道の12%を少し上回る、本町でも数値でいうと県内教員並みの時間外労働を行っているということが言えます。

この数字について少し具体的に見ていくと、3つ申し述べますが、あると回答した職員26名の職名の内訳、このような形になっております。校長1名、教頭8名、教諭14、講師3。2番目、あると回答した職員26名の校種の内訳、小学校は130名中9名、割合にしますと約7%、中学校64名中17名、こちらが約27%ということになります。今、2つ申し上げました。そして、もう少し掘り下げて見たら、月別の内訳ですね。一体何月ぐらいが時間外勤務ふえてるんだろうということで、4月が14名、7.2%、これ重複もございます、2箇月以上の場合もですね。5月、11名で5.6%、6月が19名、9.8%、7月が4名で2%、8月はゼロでございました。9月が7名、3.6%、10月9名の4.6%、ちょっとだらだらと申し上げましたが、このことから少し傾向が見えました。

今、3つの観点で結果を言いましたけども、1つ目は教頭先生の時間外勤務が多いことがわかると思います。町内11名しかいらっしゃいませんが、そのうちの8名なんですね。2つ目として中学校の教職員が多いこと、これはおそらく予測がつかれるのではないでしょうか。やはり、部活動による時間外勤務というのが影響あるわけでして、部活動を終えた後、通常の業務に戻り、次の日の準備をしたり、7月の中体連に

向けてやっぱり熱が入りますですよね。それもわかる気がします。3つ目です。時間外勤務が多い月は、4月から6月にかなり集中してます。4月当初は学校経営をまず立ち上げる時期であり、かなり文書照会も多い、そして学校事務も当然学校経営のための諸活動が煩雑となります。そういったことが原因ではないかと思います。また、各種PTA行事とか地域連携等の行事や会合が多うございます、総会や部会などですね。そして、中体連等の影響等も先ほど申し上げたところです。

こういった実態はつかんでおりますが、わずかながらですが、本町として行っていることもございまして、各学校や教育委員会主催の行事を整理いたしました。そして、できる限り精選しようという方向で今進んでおります。また、各種調査、照会などの処理をできるだけデータ化したり簡素化したりと努力を続けています。

しかし、まだまだ学校多忙化の現状は厳しいと言えます。ただ、1つだけ言えるのは、時間外勤務が多い職員が疲れを感じているかというとそうでもないわけですね。ですので、学校教育は保障しなくてはいけない、そしてさらに教職員の立場からいうとそちらの職務も軽減しなくてはいけないというバランスをとりながら今後も指導していく必要があると思います。今後とも、校務処理の簡素化であるとか、週1回の定時退勤日を今実際にどの学校でも設けてるんですが、そういったところをさらに推進したりとか、部活指導の効率化、効率化だけじゃなく、月1回、毎月第3水曜日の休養日、そして週1回の休養日設定というふうな取り決めもしております。そういったところをさらに強化していって、先生方が特にめり張りのある仕事ができるような環境づくりに努めていきたいと思ってます。

そして、もう一つはソフト面なんですけども、やはり人間関係がすごく大事だと思うんですよね。職場関係で悩みを抱えることがないように全体で支え合う教師集団づくり、メンタルヘルスの部分ですね、非常に町内の校長先生、教頭先生、管理職のほうはそちらのほうに心を砕いていただいてます。そういった面も含めて、学校の多忙化改善に向けて努力を続けていきたいなと思っているところです。

以上です。

〇秀島和善議員

主任指導主事にお尋ねしますけれども、この調査というのは4月から10月の7箇月間行われたということで、詳細にわたって分析もされて報告受けましたけれども、毎年されていくものなのか、それとも県教委によって4年に1回とか3年に1回とか決まってるものなのかどうか、そこの点と、現在、全職員で精神的な疾患などで休職中の職員はいらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

〇石橋佳樹主任指導主事

失礼しました。まず、1つ目の御質問ですが、今回御紹介した調査については、本町独自で各学校に聞き取りを通じて行っております。調査の実態をつかみたいというのもありましたし、それぞれ教頭先生を中心に先生方の精神状態であるとか勤務の状況とかも全体的な把握をしたいなと思ってしております。ただ、県教委レベルでも毎年こういった多忙化解消に向けての実態調査は、これとは別に毎年行われている状況

です。

それと、2つ目の質問ですが、今年度に関しては町内1名、病休という状況でございます。精神疾患による病休が9月から1名ということで、そういう実態でございます。

〇秀島和善議員

本町での独自の調査に基づいて教職員の多忙化の解消に向けて取り組みが進められてるようですけれども、全体の12%が佐賀県内の1,012名ということでの過労死ラインというところで、本町の場合には13.4%ということでそれを上回りましたけれども、ここ5年ぐらいの推移を見たときに、せっかく毎年このような調査が行われてるのであれば、それに対しての具体的な対策も、先ほど、例えば週に1回は部活を休みにするということなども取り組まれてるようです。当然、このラインは減少していかないといけないと思いますけれども、その辺の推移の特徴はいかがでしょうか。

〇石橋佳樹主任指導主事

過去からの推移というのを具体的な数値として今手持ちでは持ちませんが、徐々に解消されつつあるということは把握をしております。ただ、目に見えてここがというふうな状況ではないということは言えます。これについては引き続き努力を続けていく必要があると思います。

以上です。

〇秀島和善議員

教育長にお尋ねします。

何十年と現場で教鞭をとってこられ、現在、教職員の管理を、管理という言葉は余り私も好きでありませんけれども、状況をしっかりと把握していく、厳しい職場の実態をつかんでいくということの努力が毎年の実態調査の中でも明らかにされてるようですけれども、その現在かなめに教育長として職務に当たってらっしゃいます。現場の当時から比べて、現在、教育長になって本町の教育現場の多忙化という点では解消に向かってるというふうに認識をされてるのでしょうか、それともなかなか解消されてないというふうに受け取られているのでしょうか、その点、教育長のお考えをお聞かせください。

〇北村喜久次教育長

本町の学校の多忙化についての教育長としての見解ということをお尋ねになりました。結論を言いますと、解消に向かってると認識しておりますが、その進み方は遅々としているというふうに思います。

学校の多忙化につきましては昨今大きな問題になってきておりまして、教育関係の雑誌等を見ても必ず項目として載っております。国のほうも動いていただいております。御承知のように、学校の仕事というのは教材の準備あるいは子供の補充等々、限りなくあるわけですね。これをやっておけばいいというものではありません。でも、

健康で余裕を持って子供たちに立たないと、質の高い教育というのは担保できないと 考えます。そういった意味で、本町は御承知のように全ての学校でタイムカードを取 り入れております。先ほどから勤務の実態等が出ておりますけど、毎月それぞれの学 校で勤務の状況を把握しております。その中で、月80時間の超過あるいは100時間を 超えるような超過、できるだけ出ないようにということで随時見てもらっております けど、なかなか、教育が動いておりますので、機械的にはまいりません。

しかしながら、教職員の状況については、特に管理職の責任としてしっかり把握をお願いするようにしております。特に、校長先生については、年間を通じて全ての先生方に複数回、機会を捉えてヒアリングをしていただくようにお願いをしていますので、各先生方の状況については詳細に把握していただいてるものと思います。

あわせて、学校の多忙化解消については多忙化解消検討委員会、これは県でもなされますが、町でも計画をしております。教材の共有あるいは事務のICT化、それから部活動の休養日の設定等々、それぞれ工夫していただいて少しずつ解消に向かっておりますけど、そう急には難しいところであります。いろんな問題がありまして、例えば何とか教育というのが学校の中には100ぐらいあるんですよね。租税教育、エネルギー教育、がん教育、子供たちが集団でおりますので、学校に持っていけば手っ取り早いという、そういったところもありまして、いろんな教育に関する課題が学校に集中してるというのもあります。

ですが、子供たちのためにということで頑張っていただいておりますけど、教育委員会としてもできるだけ学校環境を整えるという意味で、多忙化の解消に向けて現場としっかり議論をしながら工夫をして進めてまいりたいと思っております。

〇秀島和善議員

多忙化解消検討委員会というのはもう設立されたのでしょうか。

〇北村喜久次教育長

これまでも既に実施をしております。本年度は3学期に計画をしております。

〇秀島和善議員

日本の教育の今の実態を見たときに、受験競争は一年一年激しくなってると思います。また、いい学校に行っていい就職をということを望む保護者もふえているのではないかと思います。そういう中で、各小学校、中学校で頑張る教職員の多忙化の解消に向けて検討委員会も定期的になされてるようですけれども、ぜひともこの多忙化解消が、小さな歩みであってでも解消できるように全力を挙げていただきたいことをお願いし、最後の項目に移らせていただきます。

オスプレイの問題で町長に聞いております。

ちょうどオスプレイが飛んだときには町長も私も東京に行って出張中でしたけれど も、恐らく副町長からの報告も受けてらっしゃると思います。その副町長のまず感想 でも結構ですので、第1に、陸上自衛隊オスプレイの県営佐賀空港への配備を求める 防衛省は、11月8日午前10時15分過ぎから、アメリカ海兵隊オスプレイ1機によるデ モフライト、試験飛行を佐賀空港周辺で行いました。この試験飛行に対する町長の感想について問うということですけども、これは副町長に感想をお尋ねしたいと思います。

〇百武和義副町長

議員おっしゃいましたように、オスプレイによる展示飛行が11月8日に行われまして、白石町役場のほうから私を初め関係職員、それから議員皆さん方も参加をしていただいておりました。また、江北町のほうからも町長さん初め副町長さん、担当課長さんたちも来ておられました。

また、最初マイランド公園のほうで視察をいたしましたけども、それが済んだ後は有明海の第1線堤防のほうに移動もして、そこでも確認をしたところでございますけども、感想としては、思ったよりもうるさくなかったかなという私は第一印象でした。そのときに道路のところで工事があっておりまして、非常に工事の音がうるさいというか、大きかったもんですから、急に工事をやめてもらったりして音を確認をしたというところでございます。そしてまた、そのときにドクターへりも飛んでまいりまして、ドクターへりの音も結構高い音がしたかなという感想を持っております。そして、マイランド公園の上空を2回飛びました。1回目はかなり、300メートル以上の高さだったかなと思いますけど、そのときにはかなり小さい音でした。2回目は太良方面から佐賀空港方面に、これはかなり低い高度で飛行をされておりましたけども、そのときは音的には重低音の音ですね、これが結構大きな音ということでは感じたところでございます。

先ほど言いましたように、そこの視察終わってから1線堤防のほうに移動しまして、町民の皆さん方ともお話をさせていただきましたけども、町民の皆さん方についても、漁船の音がやかましかったよという声もお聞きもしたところでございますけども、ただ単体での飛行で、これが集団、複数機になったらどうかとか、また夜間になったらどうかとか、そういったことは懸念をしたところでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

副町長からの報告受けて、町長の周りの方また関係者からの報告を聞いて、町長の 認識はいかがでしょうか。

〇田島健一町長

先ほど、お話しありましたように、11月8日の日は私不在でしたので、副町長を初めとしていろんな方の意見も報告があったわけでございますけども、私自身は議員さんたちと一緒に熊本県でのオスプレイの飛行を見てきたところでもございます。私も、熊本でのデモでもそんなに大きいかなという感じはいたしておりました。そういったことを踏まえて今回の復命を聞いても、そんなに耐えられないというようなことじゃないのかなというふうに思ったところでございます。

しかしながら、単機と複数機ではまた違うでしょうし、速度によっても、スピード

を出していくときは音がするやろうし、いろんな飛行の仕方でも違ってくるかなという思いはいたします。全体的には、緊急時といいますか、何かあったときはバタバタバタでそうつきんしゃろうけんが、そういうときには大きい騒音になるかもわかりませんけども、一般的なところではそうでもないんじゃないかなという感じは、復命を受けても、私が見に行ったときもそうでございますけども、感じてるところでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

一番最初に紹介をしましたけれども、日本共産党の白石町委員会で町民アンケートをとりました中で、このオスプレイの問題も聞き取りをいたしました。佐賀空港へのオスプレイ配備問題についてということで、国防上、配備すべきだという方は15.9%でした。憲法9条があり、配備は反対という方が41.3%、地域活性化のため配備は必要だという方は17.3%、わからないが17.3%、その他が7.9%と、こういうアンケートの結果でしたけれども、最後に町長にお尋ねしますけれども、通告で一番最後になりますけれども、騒音状態を独自に計測した有明海漁協によると、滑走路南側400メートル前後の有明海に面する堤防の測定器から、極めてうるさいに分類され、聴覚機能に異常を来すレベルとされる最大111デシベルが瞬間的に計測されています。騒音や油漏れなど有明海の漁業環境を脅かすものとして、当初から自衛隊との共用はしないとの取り決めがなされています。これは町長も御承知のように覚書で以前から結ばれてる内容ですけれども、これを守ることが白石町民の生命、財産を守っていくことと考えていますが、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

〇田島健一町長

オスプレイについては、軍事につながるかどうかというのは私は定かじゃないというふうに認識しておるわけでございますけども、今、議員言われたように、有明海のほうから空港に入ってくるとかはあるかと思いますけども、一般住民の方たち、佐賀市のほう、川副のほうとも空港というのは5キロぐらい離れてるところでございまして、余り、人様がいらっしゃるところから離れてる、西のほうも、白石もそうでございますけども、どちらかというと柳川、向こうのほうが近いかなという思いがするわけでございますけれども、何でもかんでも近いから、音がするからと言ってしまったらどこもできないんじゃないかなと。人が生活していないようなところから入ってくるというスタイルをとられると。そして、それもなおかつデシベルがそんなに、70、80ぐらいと。騒がしい該当レベル、今回は白石町ではそうだったんですけども、そういったものだったらある程度許容するところもあるんじゃないかなというふうに思います。

余り国防の話まで行くと町議会でいかがなもんかなというふうに思いますけど、昨 今のアメリカ大統領選挙でもトランプさんが自分のとこは自分で守らんばいかんとい うようなことになってくると、どうなっていくのかなという思いも頭のどっかにはあ って、何でもかんでも、戦争につながるとかどうのこうのじゃないですけども、そう いうことも私自身は考えさせられるところではあります。

そういうことで、オスプレイについてはまだまだ新聞紙上でも編隊組んだこともしなくてはいけないんじゃないかというような意見も飛び交っておりますので、さらなるデモフライト、試験飛行もあるかもわからないな、これは私は個人的に推測で言ってるわけでして、公にできるものじゃないかもわかりませんけども、まだまだ議論であるとか体感であるとかというのが行われるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

〇秀島和善議員

町長の答弁の中で、オスプレイが軍事につながるということで、それだけではないということを多分町長おっしゃりたかったんだろうと思います。確かにこの間、全国で大雨や地震などの災害でオスプレイが救助に入るということも目にしましたけれども、しかし町長も御承知のように、オスプレイそのものは軍事戦略の中でつくられたものであり、世界的に見たときにもアメリカの戦争の一番の機動部隊として走り回ってる、そういうオスプレイであります。それが佐賀に来るということは、騒音の測定で70デシベルぐらいだったということで、そんなに気にならなかったということでありますけども、私が一番気になるのは、それが戦争につながっていく、また攻められていく、そういうオスプレイであるということを忘れてはならないと思います。その点でぜひ、今後知事に会うことがあり、また国への要望などがあるときには、そのような軍事戦略に使われるようなオスプレイではなく、ちょうど11月連休にこの白石平野にも飛んでまいりましたけれども、バルーンが似合う佐賀空港でいてほしいなということを強調し、私の一般質問を終わらせていただきます。

〇白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

14時43分 休憩 14時55分 再開

〇白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

〇溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

最初に、高齢者ドライバーの交通事故について伺いたいと思いますけれども、その前に、この質問におきまして高齢者の方が全てが交通事故の対象というわけではございません。法律に、法令に、基準にのっとり運転をされてるわけでございますので、御了解をいただきたいと思います。

高齢化社会に突入しつつある現代では、高齢者による交通事故が後を絶ちません。

それも、高齢者が歩行者側の事故ではなく運転手側の事故でございます。自分の子、孫を巻き込んだ大事故を起こしてしまう、そういう事件が多発いたしております。社会問題となっております。一つの例でありますけれども、埼玉、和光ではコンビニに車が突っ込み、71歳運転の方がバイトの店員17歳少年を重傷させたと。また、商店街の空き店舗に乗用車が突入、突っ込み、運転手85歳、軽傷でありましたけども、これが静岡、沼津。そして、10月には横浜市港南区、87歳の男性が運転する軽トラックが通学の児童の列に突っ込み、小学1年生の男児が死亡したという痛ましい事故が起きております。2004年より、毎年約400件を超す事故が起きているというのが現状でございます。そういうことで、70歳以上の運転免許保有状況と高齢者ドライバーにかかわる交通事故の状況について伺いたいと思います。

〇本山隆也総務課長

まず、白石町におきます町全体の運転免許保有者でございます。平成28年11月22日 現在で1万7,033人でございます。70歳以上の運転免許保有者状況についてでございますけれども、男性が1,653人、女性が1,282人、合計の2,935人、全体の17.2%になります。内訳といたしまして、70歳から74歳が1,081人、<math>75歳から79歳が981人、80歳以上の方が873人となっております。

次に、高齢者ドライバーに係る交通事故状況ですが、平成28年1月から10月末現在、 白石町内での人身事故の件数は159件、物損事故の件数は319件、合計の478件となっ ております。この町内での事故のうち、70歳以上の町民の方、町民の人が起こした人 身事故、これは男21件、女12件の33件でございます。今、人身事故でございましたけ れども、物損事故、これにつきましては男36件、女28件、合計64件、合わせますと、 町内70歳以上の人の人身事故、物損事故の合計は97件の事故件数となります。

以上であります。

〇溝口 誠議員

70歳以上の方が2,935名、17.2%いらっしゃるということで、70歳以上の人身また物損事故もかなり、100件近くの事故があっております。そういう中で、法律的には非常に高齢者に対しての道路交通法厳しくなっておりまして、現在は70歳以上は免許更新時に高齢者講習の受講が義務づけられております。そしてまたなおかつ、75歳以上になれば高齢者の講習の前に講習予備検査も義務づけられておりまして、その中で適合しない方はこの講習を受けられないという厳しい段階になってきております。また、明年3月には道路交通法が改正になりまして、75歳以上の方には認知症対策として、認知機能検査を行って認知症と診断されれば免許を取り消すというような状況になってます。

そういうふうに法律的には厳しい制度になりまして、なるべく認知症の方は運転を しないで事故を防ぐということで、国もそういう施策をされておりますけれども、そ ういう中で本町における運転免許、これそういう講習とか受けて免許取り消しじゃな くて、自主的に返納をされている方がどのくらいいらっしゃるのか伺いたいと思いま す。

〇本山隆也総務課長

白石町における運転免許証の自主返納状況でございます。平成25年から過去3年分、 それとことしの状況までを報告いたしますと、平成25年は男15人、女13人の計28人、 平成26年は男25人、女9人の計34人、平成27年は男21人、女13人の計34人、平成28年 11月22日現在では男24人、女23人、計の47人と運転免許証の自主返納は増加傾向となっており、ことしは女性の返納が多くなっているようでございます。

以上であります。

〇溝口 誠議員

このように、返納される方も自主的ではありますけどもふえてきているという状況でございます。そういう中で、特に我が白石町では車がないと生活ができないという地域柄でございます。都会であれば、免許証を返納しても公共のバス、電車等もございますので、なくても何とか生活に支障がないという状況でございますけども、当町におきましては、免許証を返納いたしますと明くる日から生活の足がなくなるという非常に厳しい状況でございます。そういう中で、今、当町でも運転免許証の自主返納者に対して、町の生活支援対策について伺いたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

本町におきまして現在行っている運転免許証自主返納者の方々の生活支援ということでお答えいたします。

白石町コミュニティタクシーいこカーと予約制いこカーがございます。この御利用の際に、免許証を返納されますと運転経歴証明書というのを警察のほうから、これ有料でございますが、あります。これを提示していただきますと、運賃の割引制度を設けております。定時定路線で運行しておりますいこカーの運賃は通常1路線につき200円でございますが、運転免許証の自主返納者の方々、ほかにも身体障がい者の手帳をお持ちであったりとかといった場合の方も同じでございますが、手帳提示によりまして半額の100円ということでの利用ができるようになっております。また、自宅から指定の停留所まで直接行けます予約制いこカーの運賃は通常1乗車につき300円でございますが、運転免許証の自主返納者の方々などは半額の150円の利用ということで制度を設けております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

白石町においては、本当にそういう方々に対して、いこカー、また予約制のいこカーという、路線のいこカーと、それから予約してタクシーですね、コミュニティタクシーとして2つの方法で対応されていただいてます。かなり利用があると思いますけど、利用の状況について伺いたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

手元に持っております資料の範疇でお答えいたします。

平成20年度からの資料を見ておりますと、この時点ではデマンド型はまだ始まっておりません。ただ、利用者は3万2,326人という数字でございました。予約制を始めました22年度からでいきますと、いこカーで1万5,277人、予約制3,285人ということになっております。26年度の補助金の決算報告によりますと、いこカーで6,589人、予約制6,186人ということで、どちらもそれなりの人数の御利用をいただいてるものと思っております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

路線のいこカー、これが当初よりも減ってきている、それはタクシー、予約制のいこカーができた分で減ったと思います。両方併用されて、町民の皆様のニーズに合った形で対応されて、両方ですね、2つ。最初は路線だけでしたけれども、それではなかなか町民の皆様のニーズに応えられないということで、途中、予約制タクシーいこカーをされて、かなり路線が減りまして、予約タクシーのほうが利用がふえてきてるというのが現状でございます。そういう意味で、このコミュニティタクシーですね、いこカー、これをどういうふうに将来的にされていくのか伺いたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

コミュニティタクシーの運行につきましては、今年度は10月4日の日に白石地域公共交通会議というのを設けております。この中のメンバーでは、駐在員の代表の方々とか、議会からも御賛同をいただいておりますし、老人クラブとか民生委員とか学校関係の方々あるいは商工会、それと運輸局等々のメンバーで構成をいたしております。ことし開きました中におきましては、やはり要望等ありますので、まずいこカーの牛間田横手線につきましては利用の少ない便を削減して、新たに利用者が多いであろう時間帯に2便を追加とか、あるいは予約制いこカーにおきましても停留所の名称変更とか場所の変更等をいたしております。そういった要望等なるべく応えられるように、御意見ありましたのを会議を開きながら、利便性の上がるいこカーの制度に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

そういうことで、今回、来年の29年1月に改定をされるということで、より利用しやすいような状況にされているということであります。こういう全国的に先ほど言いました高齢者の事故が多いということで、免許証の自主返納を促すということで、実は宮崎県の西米良村、この村が人口は1,200人ということで、65歳以上が509人いらっしゃいます、約40%近く。そのうちの半分、252人が免許証を持ってるという、高齢者の方がですね。そこで、この村では、運転免許証を自主返納したり更新しなかったりした65歳以上の住民に14万5,000円のタクシー券を支給する取り組みを4月から始められた。この村は、宮崎県の上のほうの本当山間部で、道路があって、道路と一緒

に川があります。そこの集落です。本当に小さな小さな村ですけども、そこで実はタクシー券を14万円進呈をしてると。これは、村によると、タクシー券は500円券、1,000円券、2,000円券、3,000円券の4種類を組み合わせて、有効期間は1年間だそうでございます、使うのは。そして、支給総額の算定はどうやって算定したかといえば、村の大半の地区から診療所やスーパーがある中心部まで年24回往復できるように想定したということで、生活の急激な変化を和らげる制度と位置づけてタクシー券をしたということでございます。

先ほど言いましたように、自主返納をするということですけども、あしたから自分 の生活の足がなくなるわけですね。ですから、それがわかってますので、返納したい けども返納できない、またしたくない、これが本当に心情だと思います。例えちゃい けませんけども、自由に飛び回っていた鳥が羽があしたからないという、そういう状 況、本当にあしたから生活に困るということで、この村ではまず急激な生活の変化を 和らげると。1年間限定ですけども、そういうことでこのタクシー券をされていると いうことで、当町では先ほど言いましたようにいこカーをされてますので、ここまで はしなくてはいいと思いますけども、自主返納をするためには、よし、返納しようと、 一遍とったものはなかなか手放さないというのが人間の常だと思います。返したくな いと。返したから、じゃ、ちょっとまた再発行してください、必要になりましたから 再発行お願いします、そこら辺のカードとは違いますので、これはできません。一遍 取り消せば、そういうことで足がなくなります。そういうことで、生活の変化が一番 皆さん方は危惧をされてるんじゃないか。なるべく生活の変化をしないような形でや る。ですから、白石町ではいこカーがあります。これは非常に有効だと思います。し かし、その変化をもう少し、もっと和らげる形にすれば、返納ももっとふえてくるん ではないかなと、ためらってる方がですね。

そういうことで、いこカーに関しては、予約制のタクシーでございますけど、実はお話聞きましたら、杵藤地区のタクシー協会では身体障がい者の方には1割引きをすると、業界がですね。そして、これは県下で決まっておるそうです。県下一円でタクシー協会としては1割、身体障がい者の方は1割、割引をすると。そして、杵藤だけですけれども、免許証の自主返納したとこも1割引きますよということで、タクシー業界がみずからやってくださっております。そういうことで、町としましてもそういう形で、何とかいこカープラスそういう生活の変化がないような形でできないか。そういうことで、今、いこカーが停留所が決まっております。かなり幅広くされてますけど、そこら辺をもう少し拡充をするとか検討ができないものか、今後ですね、充実をさせていくことができないものか伺いたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

近年、自主返納制度ということについてもいろんな新聞等で取り上げられてるということは、こちらのほうも切り抜き等見ながら拝見させていただいております。ただ、運送に携わってらっしゃる方々の御協力をいただいた上で、このいこカーという制度を、デマンドタクシーを運行を始めさせていただいたと。結構、白石町はほかの地区に比べても早いタイミングで導入ができたものと考えております。ですから、そうい

った事業所の方々の御意見等も聞きながら、そしてまた停留所等につきましては運輸局の認可等もございますので、そういうところと調整をとりながら、すぐにというふうにはまいりませんけども、何らかの是正というのを常に、先ほど申し上げましたように、見直し等も行うこともしなければならないと考えておりますので、そういったところでのお話は進めていきたいと考えております。

ちなみに、いこカーの時刻表の変更を今駐在員さんに配っていただいてるとこでございます。近日中に家庭に届くと思います。言い忘れましたので、補足、追加でございます。

以上です。

〇溝口 誠議員

私の家にも、おととい、これが広報の中に入っておりました。この予約制、特にタクシーの予約制いこカーですね、これのアピールをもっともっとしていただきたいなと思います。利用できることをまだ知らない方も、申しわけないですが、いらっしゃいます。これはやっぱりもっと利用していくようにお願いをしておきたいと思います。そして、まず何よりも、今、最初に言いましたように痛ましい事故が起きております。特に、幼い子供さんとか、これは高齢者とは違いますが、二、三日前は福岡で病院にタクシーが突っ込んで亡くなられたと。3人亡くなられた。痛ましい事故です。事故が起きれば悲惨な状況になります。特に、通学途中に子供さんが事故に遭うとか、我が白石町からはそういうことがないように手だてをしっかりしていくことも大事ではないかなと。あってからでは遅いんではないかなと。そういうことで、よろしくお願いをします。

また、免許証の自主返納にかかわる啓蒙というんですかね、これは警察とかそういうとこがすればいいんじゃないかと、安全協会とかですね。それもありますけれども、町としても、自主返納をするというのは本人自身もどうしようかなって結局悩んであるんですね。せにゃいけんという気持ちもあるし、返したくない、どっちしようかなという、微妙なそういう心理だと思います、免許持った方は。そういう中で、町としても自主返納できるとこはしていただくようなとこまで意識啓蒙というんですか、そこら辺を何とかできないものか伺いたいと思います。

〇井﨑直樹企画財政課長

いこカー制度については、出前講座を設けて、コミュニティタクシーって何というような講座とか、あるいは民生委員・児童委員会での研修会においてコミュニティタクシーいこカーや予約制いこカーについての説明等を行い、極力広めていただくようなことをしておりますが、まだまだ議員おっしゃるとおり周知が行き届いてない部分もかなりあるかと思いますので、今後も啓発に努めていきたいと考えております。以上でございます。

〇溝口 誠議員

交通事故のないまちづくりを私たち一緒になってつくり上げてまいりたいと思いま

す。

2点目でございますけども、農業を生かした観光について伺いたいと思います。 道の駅オープンに向けて、施設、道路、運営主体などの進捗状況について伺いたい と思います。よろしくお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

道の駅オープンに向けての施設、道路、運営主体などの進捗状況ということで御答 弁させていただきます。

まず、道の駅の施設整備についての現在までの進捗状況について御説明いたします。10月7日に、国土交通省の第46回道の駅登録におきまして、道の駅、平仮名でしろいしとして登録がなされたところであります。また、整備に伴う委託業務等については、平成27年度に策定されました道の駅基本計画をもとに、敷地予定にある小屋移転に伴う補償算定業務、それから施設の造成、建築工事に係る基本、実施設計や地質調査業務及び汚水を農業集落排水に接続するための委託業務等を既に発注しているところであります。また、当道の駅につきましては佐賀県との一体型で整備をすることとしております。するに関する県の関係機関と協議を行っているところでありまして、引き続き事業の調整、協議を行うこととしております。今後についても、各種申請、協議を行い、目標としている平成30年度末オープンを目指して努力していくこととしております。

次に、道の駅周辺の道路整備についてでございますけども、県道より入って道の駅の入り口、町道第二東区線になります。ここにつきましては、道の駅に接する箇所として道の駅の来客者や出荷者の安全性を確保するため、施設整備とあわせ道路幅員を7メートルで整備することとしております。

なお、運営主体につきましては、平成27年度に策定された道の駅基本計画では施設を指定管理者へ委託する方法を想定しておりまして、町としましては今後、出荷者の募集方法や出荷者協議会等も含め、運営主体について、ワーキングチーム、管理運営体制検討協議会で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

道の駅の施設、道路、運営に関しては、あす以降、ほかの議員の方も質問されますので、割愛させていただきます。

第46回登録、10月7日、登録ができまして、全国では107番目、県内では9番目という道の駅の認定でございます。目的としましては、安全で快適な道路交通環境の提供、これが目的でございます。そして、地域振興に寄与するとなっております。そして、基本コンセプト、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場、これがコンセプトでございます。そういう中で、要件としては、1つが休息施設、2点目が情報発信施設、3点目が地域連携、地域振興施設、4点目が設置者、これは町、設置者は公的な団体、町が公的な団体、で、5点目が配慮事項、これはバリアフリー化をするということでなっております。

そういう中で、目的の中にも地域振興に寄与をすると、地域振興。地域のために、振興の発展のために、コンセプトの中にも地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場、そして要件の中には地域振興施設ともあります。そういうことで、特にオープンした時点では、沿岸道路もできまして、たくさんのお客さんが見えると思う、利用者が。そのときに、集客目標のための、目標も決めておられます、年間幾らとですね。目標も立てておられますけども、この手だてはどのように考えておられるか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

お答えをいたしたいと思います。

道の駅の役割につきましては、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、道路利用者の休憩機能や道路交通情報等、情報発信機能、それに特産品や加工品販売など地域連携機能の3つの機能をあわせ持つと同時に、災害時等での地域の防災拠点機能を持たせることが登録の条件となってるところでございます。特に、議員さんおっしゃいますように地域連携機能、当道の駅につきましては直売所等を計画をしておりますけども、その集客の方法等でございますけども、基本計画の中では直売所に年間約23万6,000人を計画されております。この集客につきましては、現在、ワーキングチーム、管理運営体制協議会等でも検討を重ねているところでございますけども、道の駅、先ほどおっしゃいました千云々の道の駅がございます。道の駅としては白石町ならではの、ほかの道の駅と差別化を図ったような道の駅として集客を図る計画で協議を進めてるところでございます。

以上です。

〇溝口 誠議員

道の駅がオープンしまして直売所もできまして23万6,000人、それ以上来ていただきたいと思いますけども、これは1年、2年してお客さんが少なくなった、じゃ、やめますというわけにはいきません。どっかのドライブインではありませんけども、そういうわけにはいきませんので、やっぱし永続をしていかなければいけない事業でございます。そういうことで、非常に永続性を得るということが大事ではないかなと、そう思います。そういう意味では、6次加工品等を中心に直売所、また地元の農産物を販売するということで種々今検討されております。これは確かに重要な部分であります。これは、しかしどこもやっております。どこの道の駅でも、少なからず多からず、大小あれ、人気のあるないにかかわらず。それだけで永続性があるのかなということも考えていかなければいけないのかな。そういうことで、直売所で農産物をお買い物をしていただく、知っていただくプラスアルファというものがないと、魅力もないし、リピーターもないということであります。

私は、1つ提案というんですかね、思いますことは、次の2点目です、農業を生かした観光を取り入れる道の駅の構築をしてはどうかなということでございます。というのは、都会の人たちは何を憧れてる、田舎の食べ物とか生活習慣とか、さまざまな都会にはないものを求めてあるのが現代の都会の方々だと思います。その中で一番、

田舎の風景というんですか、景色を楽しみに行きたいという方が、素朴な風景を見たいと。特殊なものじゃなくていいと。素朴な農村風景を見たいというのが都会の方の願望だと思います。

そういうことで、一つの例でありますけれども、道の駅に来れば、春に来れば菜の花が咲いてる。道の駅の周りにはきれいな菜の花が咲く。菜の花を見ただけでも感動、私たちも感動しますけど、都会の人たちは私たちの10倍、20倍感動いたします。菜の花がちょっとですね、四、五反あるだけで。そういうことで、菜の花がある。レンゲ畑もある。夏になればヒマワリも咲いておる。秋に来ればコスモスも咲いてると。道の駅に来たときに、あそこで休憩ながら遊んでいこうかとか、そういうものをプラスアルファすれば、あそこに行けばそういう景色も見れる、展望所にレストランみたいなんができると、展望所から見れば花も見えるとか、そういう農業を中心にした観光、特別つくるものじゃありませんので、そういう栽培を周りにできないものかと、年間を通してですね。

そうすると、あそこの道の駅に行けばすばらしい花が、ヒマワリが見えるとか、菜の花が見えるとか、コスモスが見えるとか、ほかにもあると思います。年間を通じてしるいし道の駅には、すばらしいとこであるよって、また行きたいなという、そういうのがあれば、農産物プラスアルファ、農産物も確かに食べて、買ってよかった、よかった、景色もよかった、また行ってみようという、こういう相乗効果、これが永続性につながっていくのではないかなと思います。

そういうことで、今いろんな形で直売所等、協議会を立ち上げて検討をなされております。そこら辺までしっかり、総合的に、また永続性のある、来ていただけるようなものをしっかりここでつくるべきではないかなと、私はそう思いますけども、いかがでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

今、おっしゃいました議員さんの御提案、大変すばらしい御提案だと思っております。もちろん私たち、白石町に住みまして私も55年になりますけども、何げない田園風景、何げないレンコン畑、当たり前と思ってる部分が、例えばうちの地域おこし協力隊、東京から来ている彼女につきましても、こんなにすばらしいものかという形で感動をされております。また、観光推進協議会の中でもこういった意見がかなり出ております。本当に、レンコン畑でも町外から来られた方は感動されると。推進協議会の委員さんたちもその分については認識をされておりまして、そういった協議もなされております。

今の菜の花畑、レンゲソウ等につきましてもそれなりの御検討をさせていただきたいと思っておりますけども、実は当道の駅につきましても今言いました3つの機能、休憩と情報発信機能、それから地域連携機能、3つがありますけども、特に情報発信機能がございます。これは、もちろん交通情報、気象情報のほかに、白石町の観光情報とかイベント情報を発信して町内の観光資源や観光施設を案内する計画を、登録申請のときに計画を添付させていただいております。その中にもう一つ、議員さん御提案をいただきましたけども、農業を生かした観光としてレンコン掘り体験やタマネギ

収穫体験、またイチゴ狩りや潮干狩りなど、出荷者と消費者を結ぶ農産物収穫体験等を行う計画を、これまた道の駅の登録申請時に計画として添付をさせていただいております。今後は、議員さんの御意見等も踏まえてワーキングチーム、それから管理運営体制協議会等で協議を行いまして、道の駅の運営母体において企画、立案できるような、企画、立案を行えるような体制づくりが必要ではないかと考えております。以上です。

〇溝口 誠議員

農業観光といいましても、真っすぐレンコン畑に行ってくださいってなかなか難しいと思います。何かのきっかけがあって農業観光というとこに結びついていきます。そういう取っかかりの入り口が、ちょうど道の駅がありますので、道の駅で白石の農業をちょっと魅力を知っていただくと、そこから次のステップへ、観光というステップに行けると思います。そういうステップできるような準備を、せっかくつくりますので、道の駅でできたらどうかと。私は提案ですから、そのようにしてくださいとは言いません。そういうステップが、農業観光に移行できるようなステップをそこでつくっていただければいいんじゃないかと。これがまた大きな農業観光、これなかなか難しかです。農業観光って口では一言言いますけど、これば実際してみようと思うたら難しかことだと思います。だけど、そういう入り口をつくるということが僕は大事だと思います。そこから大きくまた広がって、知恵はいっぱい、町長も言ってます、頭と知恵やったですかね、使ってくれということでございました。そういうことで、しっかりしていただきたい。町長、最後に所見をお願いしたいと思います。

〇田島健一町長

道の駅につきましては、先ほどから課長が答弁いたしておりますように、いろんな機能を持たせる施設というふうになるわけでございます。その上で、ただ単なる休憩とか交通情報だけじゃなくて、白石町に来てよかったな、また行きたかにゃというような目的を持った道の駅にもしていかないかんというふうにも思うわけでございます。そういった意味において、白石町は何が強みかといったら、やはり農業だと。農業を先ほど議員おっしゃいますように観光に結びつけて、リピーターとして春、夏、秋、冬、来ていただくというようなことも重要かなというふうにも思います。そういったことについては、先ほど来課長も答弁いたしておりますように、協議会の中でいろいろ議論をしていき、また若い人たちも意見を聞いたり、またお年寄りの人たちの意見も聞いたりということで、おもてなしの心を若い人からお年寄りまでみんなが持つようにして、来ていただくような方策をつくっていかないかん、企画、立案していかないかんというふうに思うところでございます。

いずれにしても、私も議員と同じようにいろんな夢を心の中に持っておるわけでございますけども、これを具現化するためにはいろんな人の意見を聞きながら、一番最初からぱっと全部が全部できないかもわかりません。しかし、それは少しずつでもよかけんが、開店のときはちょこっとやったばってんが、5年したぎんと、そいが5倍も10倍もなっておったというような持っていき方もいいかと思います。そういったこ

とから、開店前はいろんな議論もさせていただきながら、開店後というのも見据えて やっていければというふうに思うところでございます。よろしくお願いします。

〇溝口 誠議員

この道の駅を機会にしまして、また白石町がますます発展していけるように、とも どもに頑張っていきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

〇白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。 以上で本日の議事日程は終了しました。 あすも一般質問です。 本日はこれにて散会します。

15時38分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条 第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月7日

白石町議会議長 白 武 悟

署名議員大串弘昭

署 名 議 員 内 野 さよ子

事務局長 吉岡正博